

学 部 要 覧

令和5年度
2 0 2 3

この「学部要覧」は、学生生活を送る上で重要な事項が記載されています。記載内容は原則として入学時のものが適用されますので、大切に保管し、適宜読み返すなどして有意義な大学生活を送る上での指針として活用してください。

日本大学薬学部

はじめに

薬学は医学と共に医療の両輪をなすものであり、薬剤師は、医師の処方に基づき医薬品とその情報を患者に提供する役目を担っています。

日本大学薬学部は工学部（現：理工学部）薬学科として創設され、昭和63年4月に理工学部から独立しました。創設されて以来、70年をこえる歴史と伝統を有しています。本学部は「人類の保健、医療及び福祉に貢献する新しい薬学を創造する」を理念として薬学教育・研究を実施して来ましたが、卒業生の数は13,000名を超え、その大部分は薬剤師として各方面で立派に活躍しています。

工学部の一学科として創設された当初は、当時の社会の要請もあって化学に基礎をおいた薬品の分析、製造を中心としたカリキュラムによって教育していました。しかし、医薬品は病気の治療に資するという観点から、医療薬学に関する社会の要請が急増し、薬学教育の修業年限は平成18年度から6年間に延長されました。本学部は、「人類の保健、医療及び福祉に貢献する新しい薬学を創造する」という理念に基づいて、高度医療社会のニーズに応える医療薬学に重点を置いた特色のある教育・研究を推進し、医療人としての倫理観と高い専門性を備え、人の健康と医療の向上に貢献できる自主創造の気風を身に付けた薬剤師の養成を目的として、平成27年度からは薬学教育モデル・コアカリキュラムに準じたカリキュラムを編成しています。

この“学部要覧”は後述のカリキュラムに従って、学生が履修するための方法や規則を書き示したものです。この要覧を勉学や学生生活の指針としてください。

また、より有意義な6年間にするために、次のことに心掛けて勉学を進めてください。第1には、将来、疾病の治療に携わる医療人としての自覚を持ち誠実な行動をすること、第2には、伝統ある日本大学の学生であることを認識し、その精神を身につけること、第3には、総合大学としてのメリットを生かし、勉学やサークル活動等を通じて他学部の学生と接し、協調性に富む人格を形成すること、第4には、得意とする専門分野を持ち、それを自分の特色とすること。

以上のことは6年間の学生生活のみならず、卒業後も必ず役立つものであります。何事にも自ら進んで行動し、健康に留意して楽しい学生生活を過ごしてください。

目 次

日本大学の理念 目的及び使命	1
日本大学教育憲章	2
薬学部の理念及び目的	3
薬学部の沿革	5
薬学部の目標	6
日本大学学則（抜粋）	8
履修要項	12
ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの関連	12
薬学教育モデル・コアカリキュラム（抜粋）	13
カリキュラム一覧表	14
薬学部履修系統図	16
薬学部の教育課程及び履修方法	17
リメディアル教育について	24
共用試験について	24
薬学実務実習について	24
交通機関不通時の授業の取り扱い	25
授業及び実習を欠席する時について	25
学生生活	26
伝達事項	26
教務課	27
学生課	29
会計課	43
就職関係	44
図書館利用の手引き	45
IT 支援室	48
自習室・パソコン室	49
主な研究施設	50
諸規定	53
学長賞・優等賞	53
特待生	53
薬学部長賞表彰	54
傷害・死亡事故	55
その他	57
薬剤師の任務	57
薬剤師国家試験	57
卒業後に取得できる主要な資格	58
学内案内	60
日本大学校歌	65
諸手続・各種証明書	66
薬学部ホームページの御案内	67
欠席届	

日本大学の理念 目的及び使命

日本大学の教育理念は「自主創造」です。「自主創造」とは、知的好奇心をもって自らが課題に取り組み、新しい道を切り開いていくことです。

<p style="text-align: center;">目的及び使命</p> <p>日本大学は 日本精神にもとづき 道統をたつとび 憲章にしたがい 自主創造の気風をやしな 文化の進展をはかり 世界の平和と人類の福祉とに 寄与することを目的とする</p> <p>日本大学は 広く知識を世界にもとめて 深遠な学術を研究し 心身ともに健全な文化人を 育成することを使命とする</p>
--

日本大学の前身である日本法律学校の創立目的は、「日本の法律は新旧問わず学ぶ」「海外の法律を参考として長所を取り入れる」「日本法学という学問を提唱する」という3点。

欧米法教育が主流な時代にあって、日本法律を教育する学校の誕生は、大いに独自性を発揮することとなりました。その後、大正3年（1914）に「日本大学建学の主旨及び綱領」の制定、昭和24年（1949）に「日本大学の目的及び使命」の制定、さらに、改訂の検討や数年間の審議を経て、昭和34年（1959）本学70周年を迎える際に、現在の表現に改訂しました。

そして平成18年、現在の社会状況に即応し、かつ本学の総合性を発揮することを目的として、本学の新しい理念及び目的が検討された結果、平成19年、本学の教育の理念が「自主創造」とされました。

このように、本学の目的・理念は、社会状況の変化に応じて、幾度かの改訂・制定が実施されましたが、本学の伝統・学風は、表現はかわりつつも、現在に脈々と受け継がれています。

日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的及び使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

・日本の特質を理解し伝える力

日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。

・多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力

異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。

・社会に貢献する姿勢

社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

<自ら学ぶ>

・豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。

・世界の現状を理解し、説明する力

世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

<自ら考える>

・論理的・批判的思考力

得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。

・問題発見・解決力

事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

<自ら道をひらく>

・挑戦力

あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。

・コミュニケーション力

他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。

・リーダーシップ・協働力

団体のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。

・省察力

謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。

薬学部の理念及び目的

「人類の保健、医療及び福祉に貢献する新しい薬学を創造する」という理念に基づいて、高度医療社会のニーズに応える医療薬学に重点を置いた特色のある教育・研究を推進し、医療人としての倫理観と高い専門性を備え、人の健康と医療の向上に貢献できる自主創造の気風を身に付けた薬剤師を養成する。

(薬学科)

薬学教育 6 年制の課程において、医薬品の安全かつ有効な活用、創薬科学、健康と環境に関する教育・研究を実践し、確かな薬学の基礎を身に付け、独創性と応用力並びに医療人としての心を育て、医療の担い手としての実践力を備えた薬剤師を養成する。

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー，DP）

日本大学薬学部は、日本大学教育憲章に基づき、日本大学の目的及び使命を理解し、薬学部の教育研究上の目的のもとに設定した以下の能力を身に付け、所定の年限在学し、所定の授業科目及び単位を修得した学生の卒業を認定し、学士（薬学）の学位を授与する。

- 1 豊かな知識・教養に基づいた高い倫理観を有し、医療人として社会に貢献できる。(DP1)
- 2 日本を含む世界の情勢や直面している問題を理解し、その多様性及び自身の考えを説明することができる。(DP2)
- 3 豊かな知識と教養を基に、薬剤師として論理的な思考、批判的な思考をすることができる。(DP3)
- 4 事象を注意深く観察して問題を発見し、薬学に関する豊かな専門知識を基に解決策を提案することができる。(DP4)
- 5 探究心を持ち、あきらめない気持ちで医療の発展のために新しいことに対し、果敢に挑戦することができる。(DP5)
- 6 他者の意見を聴き、自分の考えを伝え、互いの価値観を理解・尊重することができる。(DP6)
- 7 集団において、リーダーシップを発揮し、他者と協働してその力を引き出し、活躍を支援することができる。(DP7)
- 8 謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。(DP8)

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー，CP）

日本大学薬学部では、日本大学教育憲章を基にした卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿って教育課程を編成し実施する。

卒業の認定に関する方針として示された 8 つの能力を養成するために、総合教育科目、薬学教育科目、特色教育科目等の授業科目を各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実験・

実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

また、学修成果は、専門的な知識・技能及び態度を修得する授業科目に関しては授業形態や授業手法に即した多面的な評価方法及び評価基準を各授業科目のシラバスに明示し、学修到達目標の達成度を評価する。日本大学マインド及び自主創造の8つの能力に関しては、卒業の達成を図るための授業科目の修得状況や到達度と学生自身による振り返り等をもとに段階的かつ総合的に評価する。

- 1 早期臨床実習及び実務実習での学修を基盤とし、6年間を通して医療人としての高い知識・教養に基づいた倫理観及びその力を倫理的な課題に適切に適用する能力を育成する。(CP1)
- 2 総合教育科目及び外国語科目の学修を基盤とし、世界情勢を理解する能力や自身の考え方を説明する能力を育成する。(CP2)
- 3 総合教育科目及び薬学教育科目の学修を基盤とし、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準じて得られた知識を基に、論理的・批判的な思考により、課題に対し、見解を示す能力を育成する。(CP3)
- 4 実験・実習科目及び卒業研究の学修を基盤とし、問題を発見して解決策を提案し、他者と協働して問題を解決する能力を育成する。(CP4)
- 5 薬学教育科目の学修を基盤とし、特色教育科目で先端の理論・技能にふれ、探究心及び挑戦力を育成する。(CP5)
- 6 日本大学全学共通教育科目及び薬学教育科目の学修を基盤としてコミュニケーション力及び他者を理解し信頼関係を確立する能力を育成する。(CP6)
- 7 実務実習及び卒業研究を基盤とし、他者と協働する能力及び指導者として協働者の力を引き出し、その活躍を支援する能力を育成する。(CP7)
- 8 実務実習及び卒業研究を基盤とし、自己の学びを振り返り、今後の学修に活かす能力を育成する。(CP8)

入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー、AP）

- 1 日本大学の教育理念である「自主創造」の精神に共感できる人。
- 2 薬剤師となって人々の健康増進に貢献したいという意欲を持つ人。
- 3 異文化、異分野の多様な価値を受容し理解に努める人。
- 4 他の人の痛みや苦しみに共感できる人。
- 5 自ら学ぶ学習意欲と知的探究心を持っている人。
- 6 薬学の専門領域の学習に必要な基礎学力が身についている人。
- 7 他の人と意見交換を行うことができ、協調して行動することができる人。
- 8 社会に広い関心を持ち、自ら選んだ場で活躍する意欲がある人。

薬学部の沿革

明治22年10月	日本法律学校創立 学祖 山田顕義
明治36年8月	校則を改め日本大学と改称
大正9年4月	大学令による大学設立認可
昭和24年2月	学制改正により新制大学に改編設置移行
昭和27年2月	日本大学工学部に薬学科設置
昭和33年1月	日本大学工学部を理工学部と名称変更
昭和43年4月	理工学部1年次生全員、理・工系習志野校舎にて授業
昭和62年12月	日本大学薬学部、薬学科・生物薬学科設置認可
昭和63年4月	日本大学薬学部開設
平成4年4月	日本大学大学院薬学研究科 薬学専攻修士課程（博士前期課程）設置
平成6年4月	日本大学大学院薬学研究科 薬学専攻博士後期課程設置
平成13年4月	日本大学大学院薬学研究科 薬学専攻博士前期課程に医療薬学コース設置
平成14年6月	日本大学薬学部創設50周年
平成15年4月	日本大学大学院薬学研究科 薬学専攻博士前期課程に医療薬学社会人コース設置
平成18年4月	日本大学薬学部薬学科（6年制）設置
平成23年5月	日本大学大学院薬学研究科 薬学専攻博士前期課程廃止
平成23年6月	日本大学薬学部 薬学科（4年制）・生物薬学科廃止
平成24年4月	日本大学大学院薬学研究科 薬学専攻博士課程設置
平成29年5月	日本大学大学院薬学研究科 薬学専攻博士後期課程廃止

薬学部の目標

日本大学薬学部は、「人類の保健、医療及び福祉に貢献する新しい薬学を創造する」という理念に基づいて、高度医療社会のニーズに応える医療薬学に重点を置いた特色のある教育・研究を推進し、医療人としての倫理観と高い専門性を備え、人の健康と医療の向上に貢献できる自主創造の気風を身に付けた薬剤師の養成を目的としています。

近年、日本は高齢化社会を迎え、高齢者の保健・医療の充実が重要な課題となり、さらにゲノムなどを始めとする科学技術の進歩により医療が著しく高度化されて来ています。このような変化をうけて薬学教育も平成18年度から修業年限が6年間に延長され、薬学教育モデル・コアカリキュラムを基盤とした新しいカリキュラムによって、教養教育、基礎薬学教育、医療薬学教育、特色教育などが実施されています。それらを学ぶことによって、薬剤師が必要とする基礎的な知識や技能、医療人としての態度や心を培うことができます。中でも5年次では、病院や薬局など医療の現場で、薬剤師実務に関する長期間の実習が行われます。それらの実習を通して実践力や応用力、医療人としての倫理観などを身に付けることができます。

本学部では6年間の教育によって、社会の求める医療のニーズに応えられる高い専門性を身に付けた人材を育成するために、下記の目標を掲げ、教育を行います。

1 本学部の教育目標

① 確かな薬学の基礎を身に付ける

薬学教育は、医療はもちろんのこと健康・福祉等広範な領域に関係しています。従って、多岐にわたる薬学教育カリキュラムが設置されており、それらをしっかり理解するためには、何にもまして薬学の基礎を十分に身につけることが大切です。高等学校で学んできた生物、化学などの基礎学力も、大学での様々な科目を理解するうえでおろそかにはできません。忘れてしまったこと、あやふやな知識を放置せず、常に基本・基礎に立ち返る謙虚さと、着実さを身に付けるよう指導します。

② 独創性と応用力を育てる

薬を創る第一の目的は、いうまでもなく病気の治療に用いるためです。創薬から治療までのプロセスには、様々な科学の分野が関係しています。目覚ましい進歩をとげる科学の成果を正しく使って行くことが、薬学を学ぶ者にとっても大切な使命となります。薬学部のカリキュラムでは、薬学の基礎を重視していますが、日々の勉学に対するモチベーションを高めるためには、最新の科学が社会に与えた成果についても触れることが大切です。そのような機会を準備し、

個々が持っている独創性と問題解決能力を引き出せるよう指導します。

③ 医療人としての心を育てる

薬学教育では、薬剤師として求められる基本的な資質を身に付けます。薬学部のカリキュラムでは、もともと他の分野に比べて実習が多いのですが、6年制教育では、医療の現場で活躍する力を培うため1年次からの早期臨床体験や機能形態学での人体解剖見学、5年次における病院・薬局での長期間の薬学実務実習等、学外での実習が実施されています。実際の医療現場での実体験を通して、知識・技能の確かさに加え判断力、実践力、応用力の大切さを学びます。さらに、1年次から系統的な専門性の高い特色のある薬剤師の職能について学び、思いやりの心を持って行う他人とのコミュニケーション能力が、薬剤師としての職能を果す上で、いかに大切であるかということについて十分な指導を行います。

2 本学部の特徴

本学部は総合大学の一員であり、これまでも医・歯系学部の協力のもとで講義、実習の質を高めるための工夫を行って来ました。さらに、病院における長期の実務実習は、付属病院との連携をより充実させ、医療に直結した教育を押し進めています。

3 薬剤師国家試験に向けて

本学部では、卒業生全員が国家試験に合格できる十分な力を備えられるよう、各学年での講義・実習・演習科目について基礎から応用へと段階的に、また医療薬学関連科目などを体系的に編成しています。修業年限が6年間に及ぶことから、低学年で学んだ科目についても高学年で復習できるよう、フォローアップ科目も整えています。さらに最終学年の6年次には、国家試験に備えるために6年間で総合的に復習する時間を設け、全員の合格を目指しています。

日本大学学則（抜粋）

第1章 総 則

第1節 目的及び使命

第1条 本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第2条 本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

第5節 学年・学期及び休業日

第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第15条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 本学創立記念日（10月4日）
- ④ 春季休業
- ⑤ 夏季休業
- ⑥ 冬季休業

2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつどこれを定める。

第6節 入学・在学・転部・転科・転籍・休学・復学・留学・退学及び除籍

第16条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第20条 修業年限とは、本大学の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

4 医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部の修業年限は、最低6年とし、在学年限は、12年とする。

第25条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことをいう。

2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。

3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

4 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。

5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。

6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

7 休学期間は、在学年数に算入する。

第27条 留学とは、本大学が教育上有益と認めたときは、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。

2 留学の期間は、修業年数に算入する。

第28条 退学とは、在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続きにより、次のものがある。

① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願い出によるもの。ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。

② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの

③ 第30条に基づく除籍によるもの

④ 第76条及び第77条に基づく懲戒によるもの

2 第36条に基づく年度の GPA が 1.50 未満で、修学指導の結果、改善が見込まれないと判断した場合は、退学勧告を行う。

第30条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。

① 故なくして学費の納付を怠った者

② 故なくして欠席が長期にわたる者

③ 在学年限を超えた者

第7節 履修規定

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。また、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術学部における個人指導による実技については15時間の授業をもって1単位とする。

③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合に

については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第32条の2 前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところによって、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第34条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2 試験には、平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。

① 平常試験とは、当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。

② 定期試験とは、当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。

③ 追試験とは、やむを得ない事由のため定期試験を受けることのできなかった者のために行う試験のことをいう。

④ 再試験とは、受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。

3 追試験及び再試験は、当該学部において必要と認めるときに限り、これを行う。

第36条 学業成績の判定は、S, A, B, C, D及びEの6種をもってこれを表し、S (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、D (59点以下)、E (履修登録したが成績を示さなかったもの)をもって表し、S, A, B, Cを合格、D, Eを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

2 第1項の学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として、総合平均点 (Grade Point Average, 以下「GPA」という) を用いることができる。

3 前項に定めるGPAは、学業成績のうち、Sにつき4、Aにつき3、Bにつき2、Cにつき1、D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、総履修単位数 (P又はNとして表示された科目を除く) で除して算出する。GPAは、小数点第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで有効とする。

4 第1項の規定にかかわらず、履修登録後、所定の中止手続きを取ったものはP、修得単位として認定になったものはNと表示する。

5 GPA算出の対象科目は、卒業要件単位数に含まれる授業科目 (単位認定科目としてNと表示された科目を除く) とする。

6 GPAは、学期のGPA、年度のGPA及び入学時からの累積のGPAとする。

7 通年科目は、学期のGPA算出の際には、後学期のGPAに算入する。

8 授業科目を再履修した場合、累積のGPA算出の際には、直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の学業成績及び単位数は算入しない。

- 9 試験において不正行為を行った場合は、処分を受けた条件に基づき、評価をE、評価点はなしとして取り扱う。

第8節 卒業及び学士の学位

第38条 第21条に定めた修業年限に達し、所定の授業科目及び単位を修得し、卒業した者に学士の学位を授与する。

第39条 前条の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

薬学部 薬学

第9節 学費及び貸給費

第40条 授業料その他所定の学費は、別表の定めるところにより納付するものとする。

(P43「会計課」参照)

- 3 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。(P29参照)

第41条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により、保証人連署で願い出るものとする。

第43条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第44条 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

第14節 賞 罰

第75条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

- 2 授賞に関する規定は、別に定める。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

- 2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② **学力劣等で成業の見込みがないと認められる者**
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは、文書で戒めることをいう。

5 懲戒の手続に関する規定は、別に定める。

履修要項

日本大学薬学部では、日本大学教育憲章を基にした卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿って教育課程を編成しています。

卒業の認定に関する方針として示された8つの能力を養成するために、総合教育科目、薬学教育科目、特色教育科目等の授業科目を各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実験・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施します。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの関連

日本大学教育憲章 （「自主創造」の3つの構成要素及びその能力）		卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び 実施に関する方針
構成要素 （コンピテンス）	能力 （コンピテンシー）	構成要素 （コンピテンス）	能力 （コンピテンシー）	
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。	豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	豊かな知識・教養に基づいた高い倫理観を有し、医療人として社会に貢献できる。（DP1）	早期臨床実習及び実務実習での学修を基盤とし、6年間を通して医療人としての高い知識・教養に基づいた倫理観及びその力を倫理的な課題に適切に適用する能力を育成する。（CP1）
世界の現状を理解し、説明する力	世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。	世界の現状を理解し、説明する力	日本を含む世界の情勢や直面している問題を理解し、その多様性及び自身の考えを説明することができる。（DP2）	総合教育科目及び外国語科目の学修を基盤とし、世界情勢を理解する能力や自身の考え方を説明する能力を育成する。（CP2）
論理的・批判的思考力	得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	論理的・批判的思考力	豊かな知識と教養を基に、薬剤師として論理的な思考、批判的な思考をすることができる。（DP3）	総合教育科目及び薬学教育科目の学修を基盤とし、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準じて得られた知識を基に、論理的・批判的な思考により、課題に対し、見解を示す能力を育成する。（CP3）
問題発見・解決力	事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	問題発見・解決力	事象を注意深く観察して問題を発見し、薬学に関する豊かな専門知識を基に解決策を提案することができる。（DP4）	実験・実習科目及び卒業研究の学修を基盤とし、問題を発見して解決策を提案し、他者と協働して問題を解決する能力を育成する。（CP4）
挑戦力	あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。	挑戦力	探究心を持ち、あきらめない気持ちで医療の発展のために新しいことに対し、果敢に挑戦することができる。（DP5）	薬学教育科目の学修を基盤とし、特色教育科目で先端の理論・技能にふれ、探究心及び挑戦力を育成する。（CP5）
コミュニケーション力	他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。	コミュニケーション力	他者の意見を聴き、自分の考えを伝え、互いの価値観を理解・尊重することができる。（DP6）	日本大学全学共通教育科目及び薬学教育科目の学修を基盤としてコミュニケーション力及び他者を理解し信頼関係を確立する能力を育成する。（CP6）
リーダーシップ・協働力	集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	リーダーシップ・協働力	集団において、リーダーシップを発揮し、他者と協働してその力を引き出し、活躍を支援することができる。（DP7）	実務実習及び卒業研究を基盤とし、他者と協働する能力及び指導者として協働者の力を引き出し、その活躍を支援する能力を育成する。（CP7）
省察力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。	省察力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。（DP8）	実務実習及び卒業研究を基盤とし、自己の学びを振り返り、今後の学修に活かす能力を育成する。（CP8）

薬学教育モデル・コアカリキュラム（抜粋）

基本理念

大学における各分野の社会的要請に応えた人材養成のためのカリキュラム構築は、本来、各大学が独自の理念や特色に基づいて設定すべきものである。しかし、修業年限6年の薬学教育プログラムを実施する学部又は学科（以下、「6年制学部・学科」という。）の場合は、学生に大学卒業時に薬剤師としてふさわしい基本的な資質や能力を身に付けさせる教育が行われることが求められる。一方、薬学や医学、生命科学等に関わる科学技術の進歩は著しく、科学を基盤として医療に貢献する薬剤師の職責に求められる薬学の知識や技能は増え、専門分化されると同時に高度化しており、限られた大学教育の中で、これらの膨大な知識や技能等を網羅して修得することは困難である。そこで、学生は6年制学部・学科の学士課程教育の段階では、将来どのような分野に進んだ場合にも共通に必要な薬剤師の基本的な資質と能力を修得し、その上で、生涯にわたって常に研鑽^{さん}し、社会に貢献することが求められる。薬学教育モデル・コアカリキュラムは、このような状況を踏まえ、6年制学部・学科としての教育内容を精選し、卒業時まで学生が身に付けておくべき必須の能力（知識・技能・態度）の到達目標を分かりやすく提示したものである。

また、入学時に配布された別冊薬学教育モデル・コアカリキュラムのP16～17に記載している薬剤師として求められる基本的な資質を熟読しておいてください。

カリキュラム一覧表

カリキュラムは、日本薬学会が示した薬学教育モデル・コアカリキュラムに則り、これからの薬剤師に要請される基本的なスキルの修得に加えて、日本大学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する人を育成しています。

さらに治療・地域・経営からなる3つの特色教育から1つを選択し、必修科目であるモデル・コアカリキュラムの授業科目を履修しながら、特色教育に関連した科目を選択・履修し、高い専門性を身に付けます。

履修要項

		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		5 年 次		6 年 次		
			単位		単位		単位		単位		単位		単位	
教育科目 全学共通	必修	自主創造の基礎	2											
	選択	日本を考える	2											
総合教育科目	必修	基礎生物学	1	医療倫理	2									
		基礎化学	1	医療と法	2									
		基礎物理学	1											
		基礎数学	1											
		情報リテラシー	1											
		物理学	2											
		微分・積分とその応用	2											
		法学入門	2											
		心の探究	2											
外国語科目	英語	選択	英語Ⅰ	1	英語会話Ⅲ	1	英語Ⅲ	1	英語Ⅴ	1				
			英語Ⅱ	1	英語会話Ⅳ	1	英語Ⅳ	1						
			英語会話Ⅰ	1										
			英語会話Ⅱ	1										
	その他	選択	ドイツ語Ⅰ	1										
			ドイツ語Ⅱ	1										
			韓国語Ⅰ	1										
			韓国語Ⅱ	1										
			中国語Ⅰ	1										
			中国語Ⅱ	1										
保健体育科目	理論	選択	健康体力論Ⅰ	1	健康体力論Ⅱ	1								
	実技	選択	スポーツ科学実技Ⅰ	1	スポーツ科学実技Ⅱ	1								
		選択	スポーツ科学実技Ⅱ	1										
薬学教育科目	薬学教育A	必修	基礎薬学実習	1	創薬化学系実習Ⅰ	1	創薬化学系実習Ⅲ	1	薬物動態学・製剤学実習	1	薬学実務実習	20	卒業研究	10
			早期臨床体験	1	創薬化学系実習Ⅱ	1	衛生薬学実習	1	プレ実務実習Ⅰ	1	基礎薬学総合演習講義	1	実務薬学総論	2
			病気とくすり	2	生物系薬学実習Ⅰ	1	薬理学実習	1	プレ実務実習Ⅱ	2			総合講義	5
			ヒューマンコミュニケーション	1	生物系薬学実習Ⅱ	1	薬学と社会Ⅰ	2	薬学と社会Ⅱ	2				
			化学Ⅰ	1	薬品物理化学Ⅰ	2	放射科学	1	生物有機化学	2				
			化学Ⅱ	2	薬品物理化学Ⅱ	2	分子構造解析	1	健康・環境衛生学	2				
			薬品分析化学	2	臨床分析化学	2	有機化学Ⅱ	2	感染症と悪性腫瘍	2				
			薬用植物学	1	有機化学Ⅰ	2	天然医薬品化学	1	E BMと薬物治療	2				

卒業条件

- ① 全学共通教育科目：必修単位数 2 単位
- ② 総合教育科目：必修単位数 17 単位
- ③ 外国語科目：英語 I～V 及び英語会話 I～IV から 8 単位以上、
ドイツ語 I・II、中国語 I・II 及び韓国語 I・II から 2 単位以上を含めて合計 10 単位以上
- ④ 保健体育科目：健康体力論 I・II から 1 単位以上、
スポーツ科学実技 I～III から 1 単位以上を含めて合計 2 単位以上
- ⑤ 薬学教育科目：薬学教育 A から必修単位数 148 単位、
薬学教育 B から必修単位数 4 単位、選択単位数 4 単位以上を含めて合計 156 単位以上
- ⑥ ①～⑤を満たした上で総計 187 単位以上

		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	6 年 次	
薬学教育科目	薬学教育 A 必修	細胞生物学 I	2 有機化学 II	2 医薬品化学	2 一般用医薬品学	1		
		細胞生物学 II	2 生薬学	2 免疫	2 薬物動態学	2		
		機能形態学	2 微生物と疾病	2 環境毒性学	2 実務事前学習 I	2		
			2 生化学	2 疾患と薬物治療 I	2 実務事前学習 II	2		
			2 分子生物学	2 疾患と薬物治療 II	2 実務事前学習 III	2		
	薬学教育 B 選択	必修 特色教育入門 I (特色 I～II)	2 特色教育入門 II (特色 I～II)	1		高齢者医療概論 (特色 I～II)	1	
			1 チーム医療入門 (特色 I)	1 症例検討 (特色 I)	1 医薬品評価と安全性監視 (特色 I)	1	緩和医療 (特色 I)	1
			1 健康科学概論 (特色 II)	1 地域と薬剤師 (特色 II)	1 健康リスク評価概論 (特色 II)	1	薬物感染対策と薬害レポート (特色 I)	1
			1 医療経済学 (特色 II)	1 医療情報学 (特色 II)	1 経営戦略論 (特色 II)	1	急性期医療と薬学的管理 (特色 I)	1
							バイオ・先端医療 (特色 I)	1
薬学教育 C 選択	英語検定 I	1		キャリアデザイン I	1 分野別演習講義 I	1		
	英語検定 II	1		キャリアデザイン II	1 分野別演習講義 II	1		
	海外語学研修 I	1			1 分野別演習講義 III	1		
	海外語学研修 II	1			1 分野別演習講義 IV	1		
	特別講義 I	2 特別講義 II	2 特別講義 III	2 特別講義 IV	2 特別講義 V	2 特別講義 VI	2	
設置単位	必修	34	35	35	29	21	17	
	選択	21	9	9	10	2	15	
	合計	55	44	44	39	23	32	

履修要項

薬学部履修系統図

関連DP: 特・結びつきが強いDP
 必修科目: ゴシック、選択科目: 明朝で表記
 *複数回記載科目

薬学部ディプロマ・ポリシー(DP)
 日本大学薬学部は、日本大学教育憲章に基づき、日本大学の目的及び使命を理解し、薬学部の教育研究上の目的のもとに設定した以下の能力を身に付け、所定の年限在学中、所定の授業科目及び単位を修得した学生の卒業を認定し、学士(薬学)の学位を授与する。
 DP1: 豊かな知識・教養に基づいた高い倫理観を有し、医療人として社会に貢献できる。
 DP2: 日本を含む世界の情勢や直面している問題を理解し、その多様性及び自身の考えを説明することができる。
 DP3: 豊かな知識と教養を基に、薬剤師として論理的な思考、批判的な思考をすることができる。
 DP4: 事象を注意深く観察して問題を発見し、薬学に関する豊かな専門知識を基に解決策を提案することができる。
 DP5: 探究心を持ち、あきらめない気持ちで医療の発展のために新しいことに対し、果敢に挑戦することができる。
 DP6: 他者の意見を聞き、自分の考えを伝え、互いの価値観を理解・尊重することができる。
 DP7: 集団において、リーダーシップを発揮し、他者と協働してその力を引き出し、活躍を支援することができる。
 DP8: 課題に自己を見つめ、振り返りを通して自己を高めることができる。

関連DP	科目群の学習・教育目標	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
基本事項、薬学と社会 DP1 DP4 DP6 DP7 DP8	薬剤師の使命及び心構え、生命・医療の倫理、チーム医療における在り方、患者・生活者本位の視点など医療人である薬剤師としての基本事項を理解する。コミュニケーション能力や医療の担い手としての感性・態度を養う。保健・医療・福祉に関する法規制・制度・経済及び地域における薬局と薬剤師の役割を理解し、人と社会に関わる薬剤師としての態度を養う。	自主創法の基礎 ↓ 情報リテラシー ↓ 心身の探究 ↓ 法学入門	日本を考える ↓ ヒューマンコミュニケーション ↓ 医療倫理 ↓ 医療と法	薬学と社会Ⅰ	薬学と社会Ⅱ ↓ 実務事前学習Ⅰ 実務事前学習Ⅱ 実務事前学習Ⅲ 実務事前学習Ⅳ ↓ 薬学実務実習 ↓ 卒業研究	薬学実務実習	卒業研究 ↓ 実務薬学総論 ↓ 総合講義	
薬学基礎 DP3 DP4 DP8	物質の物理化学的性質、化学物質の反応と分析、生体分子と医薬品の化学、自然が生み出す薬物、生命現象の基礎、人体の成り立ちと生体機能の調節に関する知識を修得し、薬学の学修のベースとなる基礎的な科学力を醸成する。	基礎化学 ↓ 基礎物理学 ↓ 基礎生物学	薬用植物学 ↓ 基礎化学Ⅰ ↓ 基礎物理学Ⅰ ↓ 基礎生物学Ⅰ	生化学 ↓ 有機化学Ⅰ ↓ 薬品物理化学Ⅰ ↓ 生化学Ⅱ ↓ 有機化学Ⅱ ↓ 薬品物理化学Ⅱ ↓ 生化学Ⅲ ↓ 有機化学Ⅲ ↓ 薬品物理化学Ⅲ ↓ 放射科学 ↓ 天然医薬品化学 ↓ 医薬品化学 ↓ 分子構造解析 ↓ 免疫	実務事前学習Ⅰ 実務事前学習Ⅱ 実務事前学習Ⅲ 実務事前学習Ⅳ ↓ 薬学実務実習 ↓ 卒業研究	薬学実務実習	卒業研究 ↓ 実務薬学総論 ↓ 総合講義	
衛生薬学 DP3 DP4 DP8	人々の健康・公衆衛生、生活環境・環境保全に関する知識を修得し、基礎的な科学力及び、地域の保健・医療における実践的能力を醸成する。	基礎生物学Ⅱ ↓ 細胞生物学Ⅰ ↓ 細胞生物学Ⅱ ↓ 微生物と疾病 ↓ 生体活性分子とシグナル伝達	薬品物理化学Ⅰ ↓ 薬品物理化学Ⅱ ↓ 薬品物理化学Ⅲ	環境毒理学 ↓ 健康・環境衛生学	実務事前学習Ⅰ 実務事前学習Ⅱ 実務事前学習Ⅲ 実務事前学習Ⅳ ↓ 薬学実務実習 ↓ 卒業研究	薬学実務実習	卒業研究 ↓ 実務薬学総論 ↓ 総合講義	
医療薬学 DP1 DP3 DP4 DP6 DP8	薬の作用、病態、薬物治療、医薬品情報、患者情報、薬物動態、薬剤に関する知識や態度を修得し、薬物療法における実践的能力や地域の保健・医療における実践的能力を醸成する。薬剤師に必要な人の命と健康を守る使命感、責任感及び倫理観を養う	創薬化学系実習Ⅰ ↓ 創薬化学系実習Ⅱ ↓ 創薬化学系実習Ⅲ ↓ 創薬化学系実習Ⅳ ↓ 創薬化学系実習Ⅴ	創薬化学系実習Ⅰ ↓ 創薬化学系実習Ⅱ ↓ 創薬化学系実習Ⅲ ↓ 創薬化学系実習Ⅳ ↓ 創薬化学系実習Ⅴ	創薬化学系実習Ⅰ ↓ 創薬化学系実習Ⅱ ↓ 創薬化学系実習Ⅲ ↓ 創薬化学系実習Ⅳ ↓ 創薬化学系実習Ⅴ	創薬化学系実習Ⅰ ↓ 創薬化学系実習Ⅱ ↓ 創薬化学系実習Ⅲ ↓ 創薬化学系実習Ⅳ ↓ 創薬化学系実習Ⅴ	創薬化学系実習Ⅰ ↓ 創薬化学系実習Ⅱ ↓ 創薬化学系実習Ⅲ ↓ 創薬化学系実習Ⅳ ↓ 創薬化学系実習Ⅴ	創薬化学系実習Ⅰ ↓ 創薬化学系実習Ⅱ ↓ 創薬化学系実習Ⅲ ↓ 創薬化学系実習Ⅳ ↓ 創薬化学系実習Ⅴ	
実習・薬学臨床 DP1 DP3 DP4 DP6 DP7 DP8	講義で学んだことをより深く理解し応用力を身につける。チーム医療に参画するための知識・技能を修得し、コミュニケーション能力を養う。法規制や倫理を遵守して研究を実施し、問題解決能力及び教育能力を培い、将来にわたり自己研鑽を続ける意欲を醸成する。	基礎薬学実習 ↓ 早期臨床体験 ↓ 病気のしくみ	創薬化学系実習Ⅰ ↓ 創薬化学系実習Ⅱ ↓ 創薬化学系実習Ⅲ ↓ 創薬化学系実習Ⅳ ↓ 創薬化学系実習Ⅴ	創薬化学系実習Ⅰ ↓ 創薬化学系実習Ⅱ ↓ 創薬化学系実習Ⅲ ↓ 創薬化学系実習Ⅳ ↓ 創薬化学系実習Ⅴ	創薬化学系実習Ⅰ ↓ 創薬化学系実習Ⅱ ↓ 創薬化学系実習Ⅲ ↓ 創薬化学系実習Ⅳ ↓ 創薬化学系実習Ⅴ	創薬化学系実習Ⅰ ↓ 創薬化学系実習Ⅱ ↓ 創薬化学系実習Ⅲ ↓ 創薬化学系実習Ⅳ ↓ 創薬化学系実習Ⅴ	創薬化学系実習Ⅰ ↓ 創薬化学系実習Ⅱ ↓ 創薬化学系実習Ⅲ ↓ 創薬化学系実習Ⅳ ↓ 創薬化学系実習Ⅴ	
キャリア教育 DP2 DP4 DP7 DP8	国際化時代の薬剤師として活躍するために必要な英語などの基礎的な素養を身につける。また、他の科目群の学修成果との統合を図り、国際的感覚を養い、社会に貢献する薬剤師のキャリアについて考え、自らの進路の展望に活用する。	英語Ⅰ ↓ 英語Ⅱ ↓ 英語Ⅲ ↓ 英語Ⅳ ↓ 英語Ⅴ	英語Ⅰ ↓ 英語Ⅱ ↓ 英語Ⅲ ↓ 英語Ⅳ ↓ 英語Ⅴ	英語Ⅰ ↓ 英語Ⅱ ↓ 英語Ⅲ ↓ 英語Ⅳ ↓ 英語Ⅴ	英語Ⅰ ↓ 英語Ⅱ ↓ 英語Ⅲ ↓ 英語Ⅳ ↓ 英語Ⅴ	英語Ⅰ ↓ 英語Ⅱ ↓ 英語Ⅲ ↓ 英語Ⅳ ↓ 英語Ⅴ	英語Ⅰ ↓ 英語Ⅱ ↓ 英語Ⅲ ↓ 英語Ⅳ ↓ 英語Ⅴ	英語Ⅰ ↓ 英語Ⅱ ↓ 英語Ⅲ ↓ 英語Ⅳ ↓ 英語Ⅴ
特色教育 DP5 DP6 DP8	特色のある薬剤師の職能について理解する。医療人としての高い使命感や倫理観を醸成し、医療に参画するための基礎を構築する。1年次から系統的に設置された治療・地域・経営から1つを選択し、高い専門性及び実践能力を養う。	特色教育入門Ⅰ (特色Ⅰ～Ⅲ)	特色教育入門Ⅱ (特色Ⅰ～Ⅲ)	特色教育入門Ⅲ (特色Ⅰ～Ⅲ)	特色教育入門Ⅳ (特色Ⅰ～Ⅲ)	特色教育入門Ⅴ (特色Ⅰ～Ⅲ)	特色教育入門Ⅵ (特色Ⅰ～Ⅲ)	

履修要項

薬学部の教育課程及び履修方法

1 履修方法

薬学部薬学科の授業科目及びその単位数はカリキュラム一覧表（P14, 15及び「日本大学薬学部ポータル」シラバス及びシラバス補足資料）を参照。

履修方法は、次のとおりである。

① 履修登録

授業を受講するためには、学年始めの所定の期日までに、履修登録しなければなりません。

履修科目の登録は、各自の責任のもとで、年度の始めに行うものです。（後期に開講される科目も含む。）日本大学薬学部ポータルのWeb上に公開している時間割表に記載されている科目の中から履修科目を選び、Web上で履修登録を行ってください。履修登録に関して不明点がある場合は、クラス担任又は教務課に相談してください。

※履修登録内容については、自己責任となりますので、必ず登録内容を確認してください。

履修登録期間終了後の追加登録は認められません。また、登録漏れや誤った科目を登録した場合、たとえ授業に出席しても、単位の修得は認められません。

② 履修の取り消し

履修登録期間終了後、履修取り消し期間があります。履修を取り消す場合は、教務課の指示に従い、指定する期間内に手続きをしてください。

薬学教育科目を取り消す場合は、クラス担任に相談してください。

薬学教育科目は薬学教育モデル・コアカリキュラムの内容であり、共用試験、総合講義試験及び国家試験に関連する重要な科目ですので、全て履修することをお勧めします。

なお、履修を取り消すことにより、各種選考（卒業研究、特待生等）で不利になる場合がありますので、注意してください。

※過年度において不合格となった再履修科目の履修取り消しは認められません。

※期間外の履修科目の追加・取り消しは認められません。

③ 履修上限単位数

1年間の履修科目登録単位数の上限

	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
薬学科	47単位	48単位	48単位	48単位	40単位	40単位

※1年次設置科目の「英語検定Ⅰ・Ⅱ」及び「海外語学研修Ⅰ・Ⅱ」については、認定科目のため、1年次履修上限単位数には含まない。

④ 各学年で修得すべき標準的な単位数

年次	必修科目	選 択 科 目		計	別途履修推奨科目
1	34 単位	8 単位	英語 4 単位, その他外国語 2 単位, 保健体育 2 単位	42 単位	
2	35 単位	5 単位	英語 2 単位, 薬学教育 B 1 単位, 薬学教育 C 2 単位	40 単位	
3	35 単位	5 単位	英語 2 単位, 薬学教育 B 1 単位, 薬学教育 C 2 単位	40 単位	キャリアデザイン I, II
4	29 単位	5 単位	薬学教育 B 1 単位, 薬学教育 C 4 単位	34 単位	英語 V
5	21 単位	なし		21 単位	
6	17 単位	1 単位	薬学教育 B 1 単位	18 単位	

合計 195 単位 (卒業条件 187 単位 + 薬学教育 C 8 単位)

⑤ 不合格科目の再履修について

- (1) 再履修とは、過年度に不合格となった授業科目（最終成績判定で D と記載された科目）を次年度以降、再び履修することをいう。
- (2) 不合格科目をもって進級後、当該学年の授業科目の履修と下位学年の必修の講義科目の再履修が重複する場合は、原則として、低学年設置の必修科目の履修を優先しなければならない。ただし、在籍学年の科目と下位学年の講義科目が時間割上、重複する場合は、申請により受講を認めることができる。
 - ※下位学年の科目は後日、録画配信で受講。
 - ※対象となる下位学年の講義科目は最終成績が D 判定であること。
 - ※授業科目とは、必修、選択を問わず、全ての講義科目、演習科目、実習科目を含む。
- (3) 再履修科目の履修取消は認めない。

⑥ 上級学年履修

原級に留まった学年において、履修する授業科目数が少なく、時間割上余裕がある場合は、科目担当教員の承諾を得た上で、1つ上の学年の講義科目を履修することができる。ただし、1つ上の学年で履修できる科目数は別表のとおりとする。

前期または後期に履修する科目数 (新たに履修する科目, 再履修科目)	1つ上の学年で 履修できる科目数
5 科目以上	なし
4 科目	1 科目
3 科目	2 科目
2 科目	3 科目
1 科目	4 科目
なし	5 科目

2 試験

学則34条に定められているとおり、科目の試験には平常試験・定期試験・追試験・再試験があります。

① 平常試験

学期の途中で授業内等で日程を定めて実施する。

② 定期試験

各学年の授業終了後、学期末又は学年末に一定期間を定めて実施する。

③ 追試験

- (1) 学部が必要と認めたときに限り実施する。
- (2) やむを得ない事故のため定期試験を受けることができなかった者のために行う。
- (3) 病気・その他やむを得ない事由で定期試験を欠席した場合は、所定の期間内に、欠席した理由の証明書（病気を理由とする場合には医師の診断書等）を添えて追試験受験願を教務課に提出する。

（追試験受験は教務課に所定の用紙をもって申請する。）

- (4) 成績評価は0～80点とする。（80点を越す場合であっても80点とする。）

④ 再試験

- (1) 学部が必要と認めたときに限り実施する。
- (2) 再試験は原則として、定期試験の結果不合格となった者のために行う。
- (3) 再試験受験料は1,000円とする。
- (4) 成績評価は0～60点とする。（60点を越す場合であっても60点とする。）

⑤ 試験に関する注意事項

- (1) 学生証を持参しない者は受験することができません。学生証を忘れた者又は紛失した者は試験場に入る前に教務課で仮受験許可書の交付を受けてください。（用紙は教務課で交付しますので、本人確認できるものを持参してください。）
- (2) 履修登録をしていない科目の受験は無効です。
- (3) 試験場においては試験監督者の指示に従ってください。
- (4) 座席の指定がある場合には、これを厳守してください。
- (5) 学生証を机上の見やすい所に置いてください。
- (6) 20分以上の遅刻者は入場できません。
- (7) 30分以上経過しないうちは退場できません。
- (8) 試験中、不正行為のあった者は直ちに退場を命じ、学則第76条、第77条による懲戒処分の対象とし、当該学期に履修している科目の成績は無効とします。
- (9) その他の注意事項等については、その都度、掲示にて指示します。

3 成績評価方法

学業成績については、学則第34条に定められているとおり、授業科目ごとに行う試験で成績を評価する科目だけでなく、平常態度、レポート等を用いて、学修意欲・学修成果等を評価する授業科目もあります。また、学則第36条に定められているとおり、合格した科目について、所定の単位数が与えられます。

なお、成績評価の対象とその評価方法については、科目ごとに定め、シラバスに記載しています。

GPA制度とは授業科目ごとの成績評価を5段階で評価し、それぞれに対してグレード・ポイントを付与し、この単位あたりの平均を出して、その一定水準を卒業の要件としたり、指導に応用する制度です。欧米等ではごく一般に普及したもので就職試験等の評価として使用する企業等が増えている傾向にありますので、日本大学全学部で導入しています。

〈成績基準〉

		素点	評価	係数	内 容	成績表示
判定	合格	100～90点	S	4	特に優れた成績を示したもの	S
		89～80点	A	3	優れた成績を示したもの	A
		79～70点	B	2	妥当と認められたもの	B
		69～60点	C	1	合格と認められるための成績を示したもの	C
	不合格	59点以下	D	0	合格と認められるに足る成績を示さなかったもの	—
		—	E	0	履修登録をしたが成績を示さなかったもの	—
無判定		—	P	—	履修登録後、所定の中止手続きを取ったもの	—
		—	N	—	修得単位として認定になったもの	N

〈計算方法〉

- 1 評価の該当する係数に科目の単位数を掛けたものがポイント数となり、ポイント数の総計を総履修単位数（D、Eの単位数も含む）で除したものがGPAとなります。GPAは小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位までを有効とします。

なお、P（履修中止）、N（認定科目）はGPAに算入しません。

$$\frac{(4 \times S \text{の修得単位数}) + (3 \times A \text{の修得単位数}) + (2 \times B \text{の修得単位数}) + (1 \times C \text{の修得単位数})}{\text{総履修単位数 (D, Eの単位数も含める)}}$$

- 2 GPA算出の対象科目は、学科の課程修了に係る授業科目（卒業研究を含む）とします。
- 3 GPAは、当該年度の学期（学期のGPA）及び年間（年間のGPA）並びに入学時からの累積（累積のGPA）とします。
- 4 通年科目は、学期のGPA算出の際には後学期のGPAに算入します。
- 5 授業科目を再履修した場合、累積のGPA算出の際に直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の学業成績及び単位数は算入しません。
ただし、単位を修得した授業科目については、再度、履修することはできません。
履修登録をしたが試験を受けなかった場合は、「E」評価となり、GPA値は下がります。
履修を取り消す場合は、履修取消し期間に所定の手続きを行ってください。
※定期試験等において不正行為を行った場合は、処分を受けた条件に基づき、評価「E」、係数「0」として取り扱います。

4 学年進級条件及び在学期間の制限

① 進級条件

各年次に通算して1年以上在学（休学期間は除く）し、以下の条件を満たした場合に進級することができます。

1年次終了時：「自主創造の基礎」,「基礎生物学」,「基礎化学」,「基礎物理学」,「基礎数学」及び「基礎薬学実習」を含めて1年次設置必修科目34単位中28単位以上修得していること。

2年次終了時：「早期臨床体験」,「病気とくすり」,「創薬化学系実習Ⅰ」,「創薬化学系実習Ⅱ」,「生物系薬学実習Ⅰ」及び「生物系薬学実習Ⅱ」を含めて2年次までの設置必修科目69単位中63単位以上修得していること。

3年次終了時：「創薬化学系実習Ⅲ」,「衛生薬学実習」及び「薬理学実習」を含めて3年次までの設置必修科目104単位中96単位以上修得していること。

4年次終了時：「薬物動態学・製剤学実習」,「プレ実務実習Ⅰ・Ⅱ」,「実務事前学習Ⅰ～Ⅳ」及び「分野別統合講義Ⅰ～Ⅳ」を含めて4年次までの設置必修科目133単位中125単位以上修得していること。

5年次終了時：「薬学実務実習」を含めて5年次までの設置必修科目154単位中146単位以上修得していること。

※進級条件は6年間での卒業を保障するものではありません。最低限の単位数の修得では進級後に該当学年と下位学年の科目が同一設置時限に開講のため履修できないなどの影響を及ぼし、その後の進級判定で原級につながる可能性がありますので、各学年に設置された必修科目は全て修得するように心掛けてください。

（卒業条件については、23ページ参照）

※4年次に行われる「共用試験」(24ページ参照)は、カリキュラム上の科目ではないため、進級条件には直接関係しません。

しかし、共用試験に合格した者のみが、5年次の「薬学実務実習」を履修することができるため、共用試験を不合格となった場合でも、4年次終了時の進級条件を満たしていれば5年に進級はできますが、5年次の「薬学実務実習」は履修できないため、5年次の1年目は原級となります。(5年次の「薬学実務実習」は、5年次終了時の進級必須科目)

【4年次終了時進級・共用試験不合格の場合のケース一例】

学 年	4		5		5	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
学 期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
学 籍	在学	在学	在学	在学	在学	在学
進級判定	—	進級	—	原級	「薬学実務実習」を含む、進級条件を満たした場合に進級できる。	
共用試験	—	不合格	—	合格	—	—

【進級判定】

進級判定は年度末(3月)に1回判定を行い、進級・原級を決定します。

各学年の1年目に半期又は1年間の休学をした者並びに各学年の2年目以降に1年間の休学をした者は、進級判定の対象となりません。

(進級判定のケース一例)

学 年	2				3			
	1年目		2年目		1年目		2年目	
学 期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
学 籍	在学	休学	在学	在学	休学	在学	休学	休学
在学年数	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0
進級判定	/		—	/	進級	/		—

- ・各学年の1年目に半期休学した場合は、進級判定の対象とならない。
- ・各学年の2年目以降に1年間休学した場合は、進級判定の対象とならない。

【成績不振学生に対する個別指導】

進級条件を満たせず原級となった学生や所属学年の平均点順位が下位4分の1に属する学生に対しては、クラス担任及び所属研究室の指導教員より個別指導又はガイダンスを行います。さらに、GPA1.5未満の学生に対しては、退学勧告を含めた個別指導を行います。

② 在学期間の制限

(1) 同一学年に連続して2年間在籍しても進級できなかった場合は、学則第76条及び第77条を適用して退学とする。

(在学期間のケースの一例)

同一学年2年目に進級条件を満たすことができなかったために原級。

「在学期間の制限」に基づき退学となる。

学 年	1		1	
学 期	前期	後期	前期	後期
学 籍	在学	在学	在学	在学
進級判定	—	原級	—	原級

(2) 日本大学学則第20条第4項に、在学年限は12年とすると規定されています。(8ページ参照) また、第25条第4項に休学期間は通算して在学年限の半数を超えることができないと規定されています。(8ページ参照) そのため、同一学年に留まった期間(休学期間を含む)を含めて12年を超えて在学することはできません。

5 卒業条件

卒業条件は以下のとおりです。

進級条件と卒業条件は違うものですので、進級条件ぎりぎりで行っていると、最終的に6年次に多くの科目を修得する必要が生じてしまいます。

特に各学年に設置している「必修」の科目は全て修得する必要があります。

(14・15ページ参照)

卒業に必要な総単位数は、以下①～④を満たした上で総計187単位以上を修得しなければならない。

- ① 全学共通教育科目：必修単位数2単位
- ② 総合教育科目：必修単位数17単位
- ③ 外国語科目：英語Ⅰ～Ⅴ及び英語会話Ⅰ～Ⅳから8単位以上、ドイツ語Ⅰ・Ⅱ、中国語Ⅰ・Ⅱ及び韓国語Ⅰ・Ⅱから2単位以上を含めて合計10単位以上
- ④ 保健体育科目：健康体力論Ⅰ・Ⅱから1単位以上、スポーツ科学実技Ⅰ～Ⅲから1単位以上を含めて合計2単位以上
- ⑤ 薬学教育科目：薬学教育Aから必修単位数148単位、薬学教育Bから必修単位数4単位、選択単位数4単位以上を含めて合計156単位以上
- ⑥ ①～⑤を満たした上で総計187単位以上

リメディアル教育について

薬剤師が取り扱う医薬品は、ほとんどが化学物質であり、その取り扱いには有機化学の基礎知識が必須です。また、医薬品はヒトに適用することからヒトすなわち生物学、生化学に関する基本的知識を有することも薬剤師に求められています。

1年次では、高等学校における化学、生物学、物理学及び数学の基礎知識が確実に身につけているかを検証し、不足気味の学生を対象として補習を行います。1～3年次の原級者、単位未修得者及び学力不足の者を対象（ただし、受講希望者の参加は妨げない）として低学年科目の補習を行います。

共用試験について

6年制の薬学部では、5年次において薬学実務実習20単位（病院と薬局における22週間の実務実習）がカリキュラムに組み込まれており、必修となっています。この薬学実務実習は、薬剤師免許を持たない薬学生が行うことになるため、実施するにあたっては一定水準の薬学の知識・技能・態度を備えていることが不可欠となります。そのため、実習を行う学生が、一定水準の知識・技能・態度を習得しており、実務実習を開始してよいレベルに到達していることを個々の大学が保証して、実務実習に対する社会的理解を得なくてはなりません。そのために、薬剤師育成に関与する全ての薬系大学が、共通してコンピューターで行う知識の試験（Computer Based Testing, CBT）と技能と態度に関する試験（Objective Structured Clinical Examination, OSCE）からなる共用試験を実施し、実務実習を開始できるだけの知識・技能・態度を備えていると判定された学生に対して薬学実務実習を許可することになります。例えるなら、自動車運転免許取得の際、路上教習を行うために取得する仮免許に相当するものと考えてください。共用試験実施期間は、原則として4年次の12月から3月までの期間内にCBTとOSCEの両方を、追・再試験も含め実施する予定ですが、正式な日程や詳細についてはガイダンス及び掲示等でお知らせします。

薬学実務実習について

本学部の最大の使命の一つは、薬剤師の養成にあることは言うまでもありません。

医療チームの一員としての薬剤師には、高い倫理性と医薬品に対する広い知識とともに調剤業務などを適正に実行する高度な技能が要求されます。

化学薬品としての薬の扱いではなく、患者さんに対して用いる医薬品という観点に立つと、

薬剤師業務に必須な知識と技能・態度の習得には、患者さんと直に接する医療現場での実習が欠かせません。

本学部においても、医療現場における実務実習の重要性に鑑み、22週間の病院・薬局における実務実習をカリキュラムに組んでいます。

4年次に薬学部で実務事前学習Ⅰ～Ⅳ、プレ実務実習Ⅰ・Ⅱを行った後、共用試験（CBT、OSCE）に合格した者について、5年次に病院実習と薬局実習を本学医学部附属病院を中心として、学外の医療施設でそれぞれ11週間行います。

交通機関不通時の授業の取り扱い

自然災害によりJR（総武線・武蔵野線）・新京成線、東京メトロ東西線、東葉高速鉄道のいずれか1社が運休（一部区間の運休を除く）した場合の授業の取扱いは、その都度、日本大学薬学部ポータル及びホームページにて通知します。

※車両故障、人身事故等は自然災害とはみなしません。

授業及び実習を欠席する時について

3か月以内の病気その他やむを得ない事由により授業及び実習などを欠席したときは直ちに署名捺印の上、その理由（病気のときは医療機関で受診したことを証明できるものを添付）を文書で各学科目担当教員に届け出てください。

なお、届出用紙は日本大学薬学部のホームページ（在学生の方）からダウンロードするか、学部要覧の末尾に記載されていますので、コピーしてください。

ただし、定期試験の場合は教務課所定の様式に従って教務課に届け出てください。

学生諸君が円滑な大学生活をおくるために、日常生活に関係のある事項を網羅してあります。特に新入生は熟読し、大学生活に慣れて、落ち着いた気分で勉学や他の活動に勤しむようにしてください。

伝達事項

1 日本大学薬学部ポータル

① 日本大学薬学部ポータルとは

「日本大学薬学部ポータル」は、Web上で履修登録や成績確認等を行うことが出来るシステムです。授業の休講情報等も全て「日本大学薬学部ポータル」を通して連絡をするので、最低でも1日1回は「日本大学薬学部ポータル」にログインし、掲示情報等を確認するようにしてください。

② 日本大学薬学部ポータル使用上の注意

「日本大学薬学部ポータル」は、成績等の個人情報を閲覧することができるシステムです。そのことを踏まえ、責任を持ち、慎重に利用してください。

なお、ユーザーIDやパスワードを忘れてしまった場合は、IT支援室に学生証を持参し、申し出てください。

〈操作上の注意〉

- ブラウザの[戻る][進む]ボタンは誤作動の原因になるので、使用しないでください。「日本大学薬学部ポータル」のボタンでページ移動してください。
- 一定時間操作を行わないとタイムアウトになり、最初から作業をやり直すことになるので注意してください。

学生の知っておかなければならない必要な各種通知や連絡等は、学内所定の掲示板もしくは日本大学薬学部ポータル上で確認してください。内容は、緊急を要するもの、知らないと後日支障をきたすものなどで、大学と学生諸君を結ぶ重要な情報手段ですので、見落としのないように注意してください。

なお、緊急情報については、ホームページで提供する場合があります。(P67参照)

教 務 課

1 学生証

① 携 帯

本学部の学生証は身分証明書を兼ねています。また、学生証を利用して出欠確認を行う科目もあります。忘れた場合は欠席扱いとなりますので、登校時には必ず携帯してください。

特に試験のときに忘れると受験できませんので、日常的に携帯することを習慣づけてください。

なお、通学定期乗車券の購入や学校学生生徒旅客運賃割引証（以下学割証）の交付、その他本学部生としての身分を証明する際に必要ですので、紛失したり破損したりしないように大切に保持してください。

紛失したため悪用され、トラブルとなった事例がありますので注意してください。

② 更 新

学生証は在学期間を通して使用しますが、裏面に貼付する「学生証裏面学籍シール」（以下学籍シール）の有効期間は1年間です。毎年の更新が必要となりますので、Web申請受付期間に必ず申請手続きを行ってください。「学籍シール」を貼り替えることにより効力を発します。

③ 注意事項

- (1) 学生証は、常に携帯し、本学教職員の請求があった場合は、いつでも提示してください。
- (2) 学生証は、通学定期乗車券又は学割証によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければなりません。
- (3) 通学定期乗車券を購入するときは、学生課で申請手続きが必要になります。（P36参照）
- (4) 学生証は、他人に貸与、または譲渡してはいけません。
- (5) 学生証を紛失又は破損したときは、直ちに教務課に届け出て指示を受けてください。
- (6) 学生証は、卒業（修了）・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに教務課に返還してください。
- (7) 学生証は学生証と有効期限を明示した「学籍シール」からなり、学生証の裏面に「学籍シール」が貼付されていない場合は無効です。
- (8) 「学籍シール」は、学割証の発行控となっています。
- (9) 「学籍シール」の交付を受けたら直ちに氏名、学生番号、現住所等を確認してください。

- (10) 現住所を変更した場合や学生証を再発行した場合など「学籍シール」の交換が必要な場合は、直ちに学生課に申し出て、新たな「学籍シール」の交付を受けてください。
- (11) 学生証のICチップには、学部・研究科の学生番号と日本大学の学生としてのID番号が入っています。
- (12) 科目により出席確認のために使用します。

2 日本大学特待生

学業・人物ともに優秀な2年次生以上の者を大学が選考し、奨学金として甲種は授業料1年分相当額の半額及び図書費12万円、乙種は授業料1年分相当額の半額を給付しています。

特待生推薦基準

<判定基準科目>

設置年次ごとの全ての科目

<対象者>

- ① 2～5年生においては次の(1)～(4)の条件を満たす者
 - (1) 各学年で前年度に設置されている判定基準科目のうち単位を修得した科目の平均点が上位の者
なお、当該年度に後期再開講した科目は対象としない
 - (2) 設置年次の全学共通教育科目、総合教育科目及び薬学教育科目の必修科目全てを修得した者
 - (3) 前年度の修得単位数が各学年で定められた単位数以上の者
 - ア 2年生は、1年次設置科目のうち修得単位数が39単位以上の者
 - イ 3年生は、2年次設置科目のうち修得単位数が36単位以上の者
 - ウ 4年生は、3年次設置科目のうち修得単位数が36単位以上の者
 - エ 5年生は、4年次設置科目のうち修得単位数が30単位以上の者
 - (4) 試験の結果、前年度の不合格科目が2科目未満の者
- ② 6年生においては次の(1)～(3)の条件を満たす者
 - (1) 1年から5年終了時までの判定基準科目の平均点が上位の者
 - (2) 5年次までの修得単位数が171単位以上の者
 - (3) 試験の結果、前年度の不合格科目が2科目未満の者

<適用>

令和4年度以降の入学者に適用し、令和5年度以降の特待生選考に使用する。

3 各種証明書

証明書を請求するときは証明書交付願に必要事項を記入し、手数料分の証紙を券売機（8号館1階）で購入して申し込んでください。（交付願は教務課にあります P66参照）

※氏名の漢字表記は、日本工業規格JIS2004を使用しています。（外字対応は行っておりません。）

4 学籍に関する手続き

学籍に関する手続きの詳細は教務課に問合せてください。

① 休学・復学

休学：日本大学学則第6節第25条（P8, 9参照）

休学の際は、当該期間の授業料及び休学在籍料を以下のとおりとします。

休学願の提出期限		休学期間中の授業料及び休学在籍料	
1年間休学の場合		5月31日	休学在籍料 12万円
		6月1日～11月30日	前学期授業料及び休学在籍料 6万円
半期休学の場合	前学期	5月31日	休学在籍料 6万円
	後学期	11月30日	休学在籍料 6万円

※なお、休学期間中の施設設備資金は徴収いたしません。

※御不明な点は、教務課（巻末参照）までお問い合わせください。

復学：休学を前・後学期又は年間許可された者は、必ず休学期間終了前に復学を願い出なければなりません。手続きをしない時は、除籍処分となることがあります。

② 退学

病気・その他の理由により退学する場合、担任に相談の上所定用紙に理由を書いて保証人連署の上願い出てください。病気を理由とする場合には医師の診断書を添えて提出してください。

学 生 課

1 健康管理

① 定期健康診断

健康の保持増進と疾病傷害の予防を目的に、毎年4月に定期健康診断を実施していま

す。これは学校保健安全法で義務付けられており、健康診断の結果に異常があった場合、精密検査を行い、健康状態等に応じて保健指導を行っています。また、診断結果は、スポーツ科学実技の履修や健康相談などの基礎資料としても活用します。

定期健康診断を受診しない場合、早期臨床体験、薬学実務実習、就職活動、奨学金の申請等で必要になる健康診断証明書の発行はできません。やむを得ない理由で受診できなかった場合は、保健室に相談してください。

② 保健室

授業、サークル活動等で発生する傷病に対して、保健室で応急処置を行っています。また、体調不良に伴う健康相談も行っていますので、気軽に利用してください。

③ 健康保険証

突然の病気や怪我により病院で治療する場合、保険証が必要になります。

親元から離れて生活している学生は、「遠隔地被保険者証」を常に所持してください。

在学証明書（住民票が必要な場合もある）を扶養者が加入の健康保険証取扱所（社会保険は勤務先、国民保険は役所）へ提出すれば交付されます。

保険証を一人に1枚発行している場合には、「遠隔地被保険者証」は不要となります。

④ 学生の傷害事故等に対する治療費等の支給

学生の傷害事故等に対し、給付金（治療費、見舞金、死亡弔慰金等）を支給する制度があります。ただし、事故発生原因が故意又は重大な過失による場合、若しくは法令あるいは本学の学則、諸規程等に違反した行為による傷害については適用されません。

「日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程（抜粋）」第3条で定める事故により、傷害等が発生した場合は、指導教職員、サークル顧問またはコーチに報告してください。（P55・56参照）

⑤ 日本大学校友会準会員診療費助成制度

病気や怪我等も含め、指定病院で診療を受けることで、健康保険を適用した保険診療負担金（調剤薬局分や食事療養費の自己負担を除く）について本部校友会が助成を行う制度があります。詳細については、学生課に相談してください。

【診療費助成までの流れ】



以下のすべての条件を満たす場合、助成が受けられます。

- 日本大学校友会準会員
- 診療を受けたのが準会員本人
- 健康保険を適用して診療を受けた
- 指定病院(下記参照)で診療を受けた
- 下の対象外の条件にあてはまらない

以下の場合、助成対象外です

- 『日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程』の適用となる、授業中や課外活動中の事故やケガ。
- 自賠償や労災などの適用となる、交通事故などの第三者行為によるケガ、アルバイト中の事故やケガなど
- 健康保険を利用しない自費診療、健康診断などの費用

指定病院の窓口に行き、学生証または準会員証と保険証を提示して受診してください。

最後に病院窓口の一部負担金を支払い、領収書をお願いします。

自宅外通学者には、家族が加入している健康保険を遠隔地で利用することができる「遠隔地被保険者証」が発行されます。詳しくは世帯主が加入している健康保険組合等に問い合わせてください。

紹介状

指定病院で受診する場合、初診時に紹介状がないと、自費で「選定療養の特別料金」がかかる場合があります。なるべく、居住する地域の医療機関や学校医からの紹介状を持参して受診するようにしてください。

提出するもの

● 助成申請書

各学部学生課・教学サポート課にありますので、必要事項を記入してください。

● 指定病院でもらった領収書

コピーではなく原本を提出してください。高額療養費申請や確定申告の医療費控除に使用する場合を除き、原則返却いたしません。

申請された助成金は、本部学生部学生課、校友会が書類審査を行い、指定銀行口座に振り込み手続きを行います。なお、年度始め（4月～6月頃）に申請された助成金については校友会で準会員費納入状況確認作業後に書類審査を行うため、給付が遅れます。

【指定病院】

・ 日本大学病院	TEL 03-3293-1711 (代)
・ 医学部付属 板橋病院	TEL 03-3972-8111 (代)
・ 歯学部付属 歯科病院	TEL 03-3219-8080
・ 松戸歯学部付属病院	TEL 047-368-6111 (代)
・ 三島中央病院	TEL 055-971-4133
・ 郡山 寿泉堂総合病院	TEL 024-932-6363 (代)
・ 郡山 星総合病院	TEL 024-983-5511 (代)
・ 共立習志野台病院	TEL 047-466-3018
・ 千葉県済生会習志野病院	TEL 047-473-1281 (代)
・ 板倉病院	TEL 047-431-2662
・ 藤沢湘南台病院	TEL 0466-44-1451

助成申請書

⑥ 学生支援室

大学に在籍している6年間は、心身の形成と統合を図る最も大切な時期です。それは心身の急速な成長に伴い、心が激しく動揺することが多い時期でもあります。

学生支援室では、学生が抱える不安や悩みを解決するために、臨床心理士の資格を有した派遣カウンセラーの他に、相談内容に応じて関係部署との調整役を担うコーディネーターや、精神科医（非常勤）等が対応いたします。気軽に相談してください。

(1) 薬学部学生支援室

場 所 1号館2階 TEL 047 (465) 3496 (電話相談可)

※開室時間、派遣カウンセラー等については、曜日により異なります。詳細については、学生支援室前の掲示を確認してください。

(1) 日本大学学生支援センター

薬学部の他に日本大学学生支援センターでも相談やカウンセラー（臨床心理士）によるカウンセリングを受けることができます。

・学生支援センター https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/counseling_center/



⑦ ハラスメント

ハラスメントとは、様々な状況において、本人の意図には関係なく、言動や行動により相手を不快にさせることをいいます。その種類は様々ですが、主に以下のようなハラスメントに遭遇した場合、学内外の関係分野の専門家（弁護士、医師、看護師等）を中心として構成された人権アドバイザーが対応いたします。

- (1) セクシュアル・ハラスメントとは、相手方の意に反した性的な言動や要求等により、不快感や屈辱感を抱かせ、就学上又は就業上の環境を不快にさせることです。
- (2) アカデミック・ハラスメントとは、教育や研究の場において、優越的な地位（教員等）にある者が、その権力を利用して行う、不当な言動、指導、待遇により相手方の勉学や研究意欲、研究活動を害することです。
- (3) アルコール・ハラスメントとは、飲酒の強要、イッキ飲ませ（イッキ飲み、早飲み競争、罰ゲーム等）、酔った上での迷惑行為（暴言、暴力、セクハラ等）を働く等、飲酒に係る人権侵害のことです。

(連絡先)

日本大学人権相談オフィス

TEL 03-3221-2562 e-mail : jinken@nihon-u.ac.jp

※電話連絡を基本としますが、メールによる連絡も受け付けています。

※匿名での電話やメールも相談できます。なお、具体的な対応を希望する場合は、面談が必要です。

2 奨学金制度

奨学金は、学生生活を充実させるための経済的支援です。意欲と能力があるにもかかわらず、経済的な理由から修学が困難な者や、学業成績が優秀な者に奨学金を給付・貸与しています。

本学部では、大学独自の給付奨学金制度に加え、日本学生支援機構や地方公共団体・民間育英団体の奨学金制度も紹介しています。これらの奨学金に関する情報は、[日本大学薬学部ポータル](#)や8号館1階自習スペース前の掲示板に掲示しますので、奨学金の趣旨を理解し、家庭の経済的事情や今後の学生生活について充分考慮した上で応募してください。

なお、学内奨学金制度については、HPで確認することができます。

薬学部URL: <https://www.pha.nihon-u.ac.jp/life/scholarship/>



① 大学独自の奨学金（給付）

制度名	対象	給付金額（年額）	採用予定数	担当課
日本大学特待生	2年生以上	甲 授業料1年分相当額の半額，図書費12万円	2名	教務課
		乙 授業料1年分相当額の半額	11名	
薬学部奨学金（第2種）	全学年	30万円	5名	学生課
薬学部校友会準会員奨学金	全学年	30万円	7名	
薬学部校友会奨学金	全学年	20万円	2名	
薬学部マツモトキヨシ奨学金（第1種）	全学年	30万円	6名	
薬学部岩崎壽毅奨学金	全学年	30万円	10名	
薬学部校友会（桜薬会）奨学金	全学年	20万円	5名 (前年度実績)	薬学部校友会事務局
日本大学創立130周年記念奨学金（第2種）	全学年	30万円	13名 (前年度実績)	学生課

② 高等教育の修学支援制度

日本大学は、「高等教育の修学支援新制度」の対象機関です。日本学生支援機構の給付奨学金および大学の入学金・授業料減免により、経済的理由で進学・進級をあきらめないよう、学びたい気持ちを応援する制度です。原則として返還の義務はありません。

詳細は、文部科学省のホームページをご覧ください。

・文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>



③ **日本学生支援機構奨学金（貸与）**

経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、勉学に励む意欲と能力のある学生等が、自らの意志と責任において大学等で学ぶことができるよう、日本学生支援機構が実施する奨学金です。貸与された奨学金は、卒業後必ず返還しなければなりません。

詳細は、独立行政法人日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

なお、在学中の手続きは大学を通して行います。各種説明会や手続きに関する連絡は日本大学薬学部ポータルで通知します。

また、「奨学金貸与・返還シミュレーション」では、いくつかの質問に回答することで、貸与総額や毎月返還していく金額、返還が完了となる時期等を試算できますので、ご利用ください。

- ・ 日本学生支援機構ホームページ「奨学金の制度（貸与型）」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html>



- ・ 奨学金貸与・返還シミュレーション

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>



予約進学者へ（進学届の提出）

高校在籍時に採用候補者として決定通知を受け取っている者は、「大学等奨学生採用候補者決定通知」（進学先提出用）を指定期日までに学生課へ提出してください。期間までに提出しない場合、採用取消になりますので注意してください。

日本学生支援機構奨学生であった者へ（在学届の提出）

本学入学以前に日本学生支援機構の奨学生で在籍中に奨学金の貸与を希望しない者は、在学猶予願(在学届)を提出してください。本学在籍期間中の返還が猶予されます。

④ **地方公共団体・民間育英団体奨学金・外国人留学生奨学金**

募集の時期は4～5月が最も多く、大学に募集の依頼があったものについては、その都度掲示でお知らせします。

⑤ **その他**

(1) **国の教育ローン（日本政策金融公庫）**

国の教育ローンは、教育のために必要な資金（入学時に必要な費用〔入学金等の学校納付金〕などや在学中に必要な費用〔授業料等の学校納付金、下宿代等住居にかかる費用、通学に要する交通費、学生の国民年金保険料〕及びその他在学中に必要な費用〔教科書及び参考書代、パソコン等の教材費〕などを融資する公的な制度で、融

資額は、学生1人につき350万円以内、返済期間は15年以内です。

詳しくは、日本政策金融公庫にお問い合わせください。

TEL 0570-008656

(2) 日本大学薬学部指定教育ローン（株オリエントコーポレーション）

本学では、株式会社オリエントコーポレーションと提携して、学費納入者の一時的な経済的負担を軽減するため、簡単な手続きで利用可能な学費分割制度を導入しています。授業料等の学納金を金融機関が学費納入者に代わって大学に立て替え払いをする制度で、学費納入者は金融機関に毎月分割で支払いというクレジット商品です。

3 厚生施設

本学には海や山などの自然環境に恵まれた研修所やセミナーハウスが2か所あり、研究室やサークルの合宿などに四季を通じて利用されています。詳しくは「日本大学厚生施設案内」をご覧ください。

4 食堂・学生ホール

2号館1階学生ホール及び2階多目的ホールが利用できます。昼食の時間帯（11時30分から13時30分）は非常に混雑しますので、食事が済みしたい、次の人に席を譲るよう心がけてください。なお、混雑時は食事以外（自習や雑談等）の利用は固く禁じます。

また、ホール内は全てセルフサービスになっていますので、食事が終わった後の食器類、ペットボトル、その他ゴミ類については、所定の場所に片付け、ホール内を清潔に保つようお互いに気をつけましょう。

※安全衛生上の観点から白衣着用時の入館は絶対にやめてください。

【開館時間】

（平日） 1階 → 9時00分 ～ 21時00分

2階 → 11時00分 ～ 14時00分

（土曜） 1階 → 9時00分 ～ 21時00分

2階 → 閉館

【食堂営業時間】

（平日） 1階 → 昼食 11時00分 ～ 14時00分

2階 → 昼食 11時30分 ～ 13時30分

（土曜） 1階 → 昼食 11時30分 ～ 13時30分

2階 → 休業

※臨時に開館、閉館及び営業時間を変更する場合があります。詳しくは、ホール内の掲示板や日本大学薬学部ポータルサイトに掲示します。

5 通学定期乗車券・学割の発行

① 通学定期乗車券

通学定期乗車券は、各社によって割引率は異なりますが、一般定期券と比較しておおよそ半額程度で購入することができます。ただし、「自宅最寄駅」から「学校最寄駅」間の、最も経済的かつ合理的な経路に限り購入することができます。

(1) 購入場所

- ・ J R → 各駅の「みどりの窓口」
- ・ 東葉高速鉄道 → 北習志野駅
- ・ 新京成線 → 京成津田沼駅、新津田沼駅、北習志野駅、八柱駅、松戸駅
- ・ 東京メトロ → 東京メトロホームページで確認してください。

- ・ 東京メトロホームページ定期券うりば

<https://www.tokyometro.jp/ticket/pass/counter/index.html>



(2) 有効期間

本人の希望により、1か月・3か月・6か月の中から選択することができます。また、前期・後期の区分で発売している鉄道会社もあります。詳細は利用する鉄道会社に確認してください。

(3) 購入方法

- ア 学籍シールの申請手続きをする際に、併せて、通学区間の申請を行ってください。
- イ 申請内容を学生課で確認後、「印字した学籍シール」を交付しますので、学生証裏面に貼付してください。
- ウ 各鉄道会社の定期券売場に学生証を持参の上、通学定期乗車券の購入申請を行ってください。

② 学割制度

帰省や見学旅行、あるいは就職活動等において、JRの交通機関（鉄道、バス等）を利用し、その片道の営業キロが101km以上離れている場合、学割制度を利用すれば普通乗車券が通常の2割引で購入することができます。ただし、特急券や指定席券は適用の対象外になります。

【購入方法】

- ・学生課窓口にある「学校学生旅客運賃割引証交付願」に必要事項を記入の上、学生課窓口に提出してください。
- ・申請した翌日（翌日が日・祝祭日の場合は休日明け）に、学生証を持参の上、学生課窓口で「学校学生生徒旅客運賃割引証」（以下学割証）を受け取ってください。
- ・学生証及び学割証を持参の上「みどりの窓口」で乗車券を購入してください。

※学割証の有効期限は発行日から3か月間です。

③ 団体学割制度

教職員の引率者が同行することを条件に、学生8名以上の団体が、課外活動等においてJRの交通機関（鉄道、バス等）を利用し、その片道の営業キロが101km以上の場合、学割制度を利用すれば普通乗車券が通常の、引率者は3割引、学生は5割引で購入することができます。ただし、特急券や指定席券は適用の対象外になります。

【購入方法】

- ・JRの「みどりの窓口」にある「団体旅行申込書」（以下申込書）を受け取り、学生課窓口に提出してください。
- ・学生の代表者は申請した翌日（翌日が日・祝祭日の場合は休日明け）に、学生証を持参の上、学生課窓口で申込書を受け取ってください。
- ・学生証及び申込書を持参の上「みどりの窓口」で乗車券を購入してください。

※利用日の2週間前までに「みどりの窓口」に提出する必要があります。

6 校舎内遵守事項について

① 学生生活について

日本大学学則（抜粋）の第14節「賞罰」（P11参照）に記載あるとおり、大学の秩序を乱す行為、学生としての本分に反する行為があった場合には、懲戒の対象になります。皆さんは本学内外問わず、秩序ある行動をとるよう心掛け、有意義な学生生活を送ってください。

② 学生名札の着用について

入学後、学生名札とネームホルダーを支給します。実習時には常時白衣につけてください。薬学実務実習でも使用することがありますので、大切に扱ってください。

紛失した場合は、教務課に届け出てください。ただし、ネームホルダーは購買で各自購入してください。

③ 上履き使用について

校舎内には土足で立ち入ることが禁止されている場所があります。教職員の指示に従い、上履きを使用してください。

④ 盗難防止について

本学部では学内における貴重品等の紛失及び盗難を防止するため、以下の注意喚起を行っています。万一、紛失及び盗難の被害に遭った場合は、速やかに学生課に連絡してください。

- (1) 教室、自習室、学生ホール、図書館等において、貴重品（財布、携帯電話、教科書等）を放置したまま席を離れることがないようにしてください。
- (2) 教科書類には、学生番号、氏名を記入してください。
- (3) 学生ロッカー使用の際は、必ずロックされているか確認してください。なお、ロッカーの暗証番号は、定期的に変更することをおすすめします。
- (4) 自転車で通学する場合は、2ロック以上の鍵を取り付けるようにしてください。

※紛失及び盗難等の被害に遭った場合、いかなる理由においても、本学部では責任を負いかねますので、各自が責任を持って管理してください。

⑤ 席取り行為の禁止について

講義時間外に荷物等を置いて席取りを行うことを禁止します。席取り行為があった場合は、忘れ物として撤去する場合がありますので、注意してください。

⑥ バイク・自動車通学及び自転車通学について

本学部では駐車スペースの問題、学内外における交通事故の防止、騒音等のトラブルを回避するため、バイク通学及び自動車通学ともに許可していません。

なお、学外において違法な駐車（輪）をしていることが発覚した場合、警察立ち会いのもと、学生を特定した上で厳しく処分します。

ただし、自転車通学は許可していますので、希望する場合、学生課窓口で登録申請を行ってください。

申請受理後にステッカーをお渡しいたしますので、受け取った後、自転車に貼ってください。

7 本籍・現住所・保証人等の変更届について

本人連絡先（現住所、電話番号、携帯電話番号）及び保証人連絡先（住所、電話番号、携帯電話番号）に変更があった場合、日本大学薬学部ポータルから「個人情報」→「学籍情報変更申請」より、変更が可能です。

なお、それ以外の変更（氏名、本籍地、通学区間、保証人の変更、書類送付先等）については、学生課窓口にある「変更届」に必要な事項を記入の上、学生課に提出してください。

また、現住所は、学生本人が実際に居住している場所としてください。

8 遺失物について

遺失物は3か月間、学生課で保管しています。学生証、定期券、参考書、貴重品等を遺失した場合、学生課にお問い合わせください。なお、拾得した場合は速やかに学生課に届け出るようお願いします。

9 その他

① アパート・寮の紹介について

アパート・寮等については、日本大学薬学部ホームページのキャンパスライフから御確認ください。

日本大学薬学部ホームページ キャンパスライフ

<https://www.pha.nihon-u.ac.jp/life/life/apartment/>



(1) アパート・マンション（業務委託会社：学生情報センター）

学校周辺の仲介手数料がかからない物件、仲介手数料が「割引」になる物件等の紹介です。

下宿相談会を実施しています。入場の際には「学生証」が必要です。

相談会専用ページ <https://s.749.jp/nihon-u-pha/>



(2) 日本大学学生寮

日本大学直営の学生寮です。薬学部キャンパスに一番近い学生寮は、千葉県松戸市にある男子学生寮のバンデリアン松戸です。（通学時間約55分）

学生寮紹介ページ http://www.nihon-u.ac.jp/nu_dormitory/



(3) 日本大学提携学生寮（運営会社：共立メンテナンス）

大学と提携している業者が運営する食事つき学生寮の紹介です。

食事つき学生寮ページ <https://nichidai-dormy.com/>



② アルバイトについて

アルバイトの求人情報を、8号館1階自習スペース前の掲示板に掲示していますので、参考にしてください。

なお、情報誌等によりアルバイトを探す場合、日常の勉学に支障がないよう心掛けるとともに、危険を伴う作業や悪環境・深夜業務等の職種は、避けるようにしてください。

詐欺等の被害に遭わないための注意【重要】

1 特殊詐欺（振り込め詐欺等）

特殊詐欺とは、不特定の人物に対して、対面することなく、電話、FAX、メール等を使って行う詐欺のことで「振り込め詐欺」と「振り込め類似詐欺」に分類されます。

① オレオレ詐欺の特徴

- (1) 家族、警察官、弁護士等に成り済まし、危機的状況に直面していることを装い、金銭の振り込みを要求する。最近では、事前に身内を名乗り「携帯電話の番号が変わったから変更しといて」と電話番号を登録させた後、金銭の振り込みを要求するケースがある。
- (2) あらかじめ「風邪を引いて声が変わったと思うけど・・・」と言っておき、相手に疑問を抱かせない。
- (3) 銀行等の閉店間際に振り込みを要求し「時間がない」と言って急がせる。
- (4) 犯人が直接自宅を訪れ、現金やキャッシュカードを受け取る手口が増している。

【対策】

- (1) 動揺しない。脅迫めいた言動を受けた場合であっても、毅然とした態度で接する。
- (2) 相手に氏名や住所を聞かれても答えない。
- (3) 「詐欺の可能性が高い」という気持ちを念頭に置き、相手の話を聞く。
- (4) 合言葉、記念日、趣味、好きな食べ物を聞いてみる。
- (5) すぐにお金を振り込まない。
- (6) 電話の内容に間違いがないか、折り返し、本人の携帯電話、会社等に連絡して事実確認を行う。
- (7) 警察に相談する。

② 架空請求詐欺の特徴

郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の請求書を送付し、現金を口座に振り込ませる手口です。

【対策】

- (1) 身に覚えがなければ振り込まない。
- (2) 請求の電話がかかってきても、毅然とした態度で断る。
- (3) 相手に氏名や住所を聞かれても答えない。
- (4) 裁判所の支払督促手続制度を悪用した通知が届いた場合、必ず裁判所に確認する。

2 悪質商法

悪質商法（悪徳商法）の種類は非常に多く、常に新手の手口が出てくるため、被害が後

を絶ちません。次に被害に遭いやすい代表的な手口を紹介します。

① **資格商法**

経営、法律等一般の公的資格と極めてまぎらわしい架空の資格を勝手に考案した上、教材費や登録料、受講料等を騙し取る商法。

② **アポイントメントセールス**

電話で有利な条件を提示して、喫茶店や営業所に呼び出し、商品やサービスの契約を強引に結ばせる商法。異性が誘惑して呼び出すデート商法という手口もある。

③ **キャッチセールス**

駅前、街頭でアンケートの回答を求める行為。アンケート用紙には氏名や携帯電話の番号を記入する欄があり、後に連絡してくる。

④ **マルチ（連鎖販売）・マルチまがい商法**

「会員になって、新たな購入者を紹介してくれたら、高い手数料を差上げますよ」などと、リベートを餌に消費者を次々と販売員に仕立て、組織を拡大していく商法。

⑤ **送り付け商法（ネガティブ・オプション）**

注文していない商品を一方的に送りつけ、受取人に支払い義務があると勘違いさせて代金の支払いを狙う商法。

⑥ **就職商法**

アルバイトの求人広告を出し、面接に来た者、採用された者に対して商品を購入させる商法。

⑦ **インターネット詐欺**

人気のある商品を販売するなど虚偽の情報を掲載し、購入希望者に代金を振り込ませて詐取する商法。代金振り込み後に連絡不通になることが多く、また、ネットオークションでのトラブルも多発している。

【対策】

被害に遭わないための基本姿勢は、「おいしい話には裏がある」という意識を常に持ち、誘惑や強要に屈しないことが大事です。万が一、契約をしてしまったとしても、クーリング・オフ制度があります。被害に遭った、強要されて困っている場合、消費者センターに相談してみてください。

3 偽装勧誘活動

サークル活動の勧誘と偽って、カルト宗教団体に加入させる事例が多発しています。最初は大学のサークル関係者を装って接近し、住所や電話番号などの個人情報を手に入れて、自宅への訪問や電話で執拗な勧誘を行い、入会を強要する手口が主流です。入会した場合、経済的にも精神的にも大きな負担を負うことになり、退会することも難しくなります。

【対 策】

「ためしに」、「とりあえず」といった勧誘の決まり文句に乗せられないように、毅然とした態度で断るとともに、むやみに個人情報を提供しないことが被害に遭わないための対策です。

なお、校内では4月上旬（3日間）にサークル勧誘を行います。怪しい勧誘、ビラ配り、掲示を見かけた場合、速やかに学生課に連絡してください。

4 主な相談先一覧

- | | |
|------------------------------|------------------|
| ・薬学部学生課 | TEL 047-465-7998 |
| ・警視庁総合相談センター（犯罪による被害等） | TEL 03-3501-0110 |
| ・警視庁サイバー犯罪対策課（インターネット上のトラブル） | TEL 03-5805-1731 |
| ・東京都消費生活総合センター | TEL 03-3235-1151 |
| ・千葉県消費者センター | TEL 047-434-0999 |

会 計 課

学費の納入について

学費は前学期及び後学期の2学期に区分し、各学期年額の2分の1ずつを本学部所定の振込依頼書を用いて、本学部指定の銀行口座に振込納入していただきます。その納入期限は以下のとおりです。ただし、以下の納入期限が土・日・祝祭日の場合は、前銀行営業日が納入期限となります。

指定の振込依頼書は、前学期分については4月初旬、後学期分については9月初旬に郵送します。

日本大学学則第9節第41条により分納を希望する場合は、各学期の納入期限までに本学所定の書面を提出して、許可を得なくてはなりません。分納手続きの詳細は会計課（巻末連絡先参照）までお問い合わせください。

なお、日本大学学則第9節第43条により既納の学費はいかなる理由があっても返還いたしません。

学費納入期限

前 学 期 分	後 学 期 分
4 月 30 日	9 月 30 日

学費等内訳

(単位：円)

	1 年次			2 ～ 6 各年次		
	前学期分	後学期分	年額	前学期分	後学期分	年額
入 学 金	400,000	—	400,000	—	—	—
授 業 料	700,000	700,000	1,400,000	700,000	700,000	1,400,000
施設設備資金	325,000	325,000	650,000	325,000	325,000	650,000
後 援 会 費	20,000	20,000	40,000	20,000	20,000	40,000
校 友 会 費 (準 会 員)	10,000	—	10,000	10,000	—	10,000
合 計	1,455,000	1,045,000	2,500,000	1,055,000	1,045,000	2,100,000

※別に校友会費（正会員）10,000円を6年次に納入。

就職関係

就職

就職は将来の目的を実現するための重要なイベントです。本学部の卒業生は医薬品関連企業や医療機関などの各分野で活躍していますが、近年はドラッグストア・調剤薬局・病院の割合が非常に高くなっています。満足度の高い就職活動を行うためには、低学年から「就職」についての心構えと意識を高め、大学生活を過ごすことが肝になります。将来を見据えて公務員や製薬企業等への就職にチャレンジできるよう準備しましょう。

就職対策プログラムは、1年生のキャリアデザインガイダンスから始まり、「就職」を考えるための就職講演会及び各種講座を低学年から実施します。上級生向けにはガイダンス、就職講演会、業界研究セミナー及び人事担当者と対面できる企業セミナー等を実施します。低学年でも参加可能なイベントがありますので積極的に参加してください。

就職支援については、就職担当教員・就職指導課・経験豊富なキャリアカウンセラーがきめ細やかに個別の対応をして、就職活動をサポートします。

8号館1階事務室前には、静寂な個室空間、安定したネットワーク環境を確保した就職面接用WEBボックスが6台設置され、就職活動で利用することができます。就職コーナーでは、就職関係資料（求人票・企業案内等）が自由に閲覧することができます。

また、8号館1階購買部前にも、企業等から提供される就職関連の刊行物や就職関連イベントの告知等を配置しています。更に、日本大学薬学部公式アプリ（InfoBook）では、就職講座の動画配信や便利な就活情報を掲載していますので、収集等に活用してください。

本年度は以下の就職関連行事を計画しています。詳細や直前の案内は、薬学部ポータルサイトで連絡いたします。

- ガイダンス等
学年に応じて以下のガイダンス等を計画します。
 - 【6年生】就活における諸注意、進路届・欠席届について等
 - 【5年生】就職活動スタートアップ講座（ガイダンス）
 - 【4年生】プレ就職講座（ガイダンス）：SPI、履歴書・マナー講座
 - 【3年生】経営者・人事コンサルタントによる講座
 - 【1年生】将来のキャリア形成に資するような進路の検討等
- 就職対策模試等（対象：全学年）➡5・10・1月頃
WEB試験、公務員対策試験及びTOEIC/IP（オンライン）を年2～3回計画します。
- インターンシップ（対象：3～5年生）➡7～9月頃
企業等と調整し夏季休暇期間に実施できるよう計画します。
- 企業セミナー（対象：3～5年生（主対象5年生））➡11月頃
企業の採用担当者と学生が懇談できる場を設け、企業研究の一助とします。
- 就職講座等（対象：1～5年）➡通年で計画します。
就活に必要なノウハウの習得や業界理解のための講座等を計画します。

- 特別講演等（対象：1～5年）➡「公務員の働き方と魅力」，「経営者から見る就活」等通年で計画します。講師を招聘し講演を計画します。
- 日本大学本部主催行事
日本大学本部主催で公務員対策講座，合同企業セミナー等を実施します。

図書館利用の手引き

1 利 用

開館時間

平 日 9：00～19：00 土曜日 9：00～18：00

休館日

日曜日・祝祭日，本学創立記念日（10月4日），夏・冬季休暇中の一定期間，行事等
※開館時間の変更や臨時に休館する場合は掲示や図書館ホームページ等でお知らせします。

入退館方法

図書館の入退館の際には，学生証による認証を行います。学生証不携帯の場合，入退館できません。（万一忘れた場合は，図書館カウンターまで申し出てください）

2 閱 覧

書架はすべて開架式ですので，自由に資料（図書・雑誌等）を手にとって見るすることができます。
館内で閲覧した資料は書架に戻さずに各フロアの返本台に置いてください。
図書は，日本十進分類法（NDC）に従って並べられています。

3 貸出・返却・貸出延長・予約

貸 出 「資料」と「学生証」をカウンターに提出して，貸出手続きを受けてください。

	貸出冊数	期 間
学 部 学 生	5 冊	2 週間
大 学 院 生	10 冊	

※雑誌の最新号・事典・辞典等の参考図書・一部のAV（視聴覚）資料は貸出不可です。

返 却 資料の返却は，期間内に本人が必ずカウンターへ返却してください。その際，「学生証」の提示は必要ありません。閉館している時は図書館入口右側にあるブックポスト（資料返却用・DVDは不可）へ入れてください。

貸出延長 他に利用希望者がいない場合に限り，1回のみ貸出の延長ができます。**資料と学生証**を持参してカウンターで手続きをしてください。また，図書館ホームページのMy OPACにログインし，「利用者サービス」からご自身で延長することも可能です。

一日貸出 学術雑誌バックナンバーは一日貸出となります。なお、一日貸出の資料は延長できません。

予 約 読みたい本が貸出中の場合は、予約することができます。まず、蔵書検索システム（OPAC）で借りたい資料を検索し、状態が「貸出中」の資料の予約ボタンをクリックした後、ログイン画面で利用者認証を行い予約してください。またはカウンターに申し出てください。

4 延 滞

返却期限日を過ぎた場合、返却日の翌日から延滞日数に相当する期間、貸出を停止します。

5 紛失・汚損

資料を紛失又は汚損した場合は、すみやかにカウンターへ申し出てください。原則として、現物あるいは同等額を弁償していただきます。

6 資料の探し方

当館の資料は書名や著者名などから蔵書検索システム（OPAC）で検索できます。見つからない場合はカウンターにたずねてください。

7 その他のサービス

レファレンス・サービス

図書館のことや資料を利用するうえでわからないこと、困ったことがありましたら遠慮なくカウンターにたずねてください。利用方法や文献の案内、所蔵調査や他の図書館の紹介など、解決のお手伝いをいたします。

文献複写依頼・現物貸借（相互利用）

当館が所蔵していない資料は、所蔵している図書館や機関へ複写申し込みをして取り寄せることができます。図書館ホームページのMy OPAC内の利用者サービスから申し込んでください。

複写料金及び送料などは申込者負担です。到着までに3～14日程度かかります。

日本大学の他学部、または他大学図書館から図書の借用も可能です。

複写サービス

図書館の所蔵資料は2階のコイン式複写機で複写することができます。著作権法を遵守してください。

図書館内複写機利用における注意事項（著作権法第31条による複写）

- 1 複写する資料は、本学部図書館所蔵の資料に限り、1人につき1部可能です。
- 2 複写物の利用目的が調査研究・学習の場合に限ります。
- 3 著作物の1/2をこえて複写することはできません。
- 4 有償・無償を問わず再複写したり頒布したりしてはいけません。
- 5 著作権法第31条に抵触した場合法律的措施を利用者本人が受けます。

※複写するときは、「図書館内コピー申込書」に記入し、カウンターに提出してください。

システムティックダウンロードの禁止について

電子ジャーナル等の利用で、クローラー、ロボット、スパイダーなどのプログラムを使ってシステムティックに大量または一括ダウンロードすることは、禁止されています。また、個人利用以外の目的での使用、複製・再配布等、著作権を侵害することは禁止されています。

インターネットでの情報検索

図書館ホームページから利用できるデータベース・電子ジャーナル・電子ブックは、文献検索や論文・書籍の閲覧ができます。

また、日本大学で契約している電子ジャーナル・電子ブックの多くは、自宅などの大学外からも、個人認証（NU-MAILアドレスとパスワード）等でログインして利用することができます。

詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

図書館2階閲覧室にPCコーナーが設けられています。4階閲覧室の一人用閲覧机には有線LANを配置しています。2階閲覧席では無線LAN（Wi-Fi）の利用も可能です。

AVコーナー

図書館所蔵のAV（視聴覚）資料は館内に設置の機器で視聴することができます。利用する際は、カウンターに申し込んでください。持ち込み資料での視聴はできません。一部の資料は貸出も可能です。

希望図書

図書館に備えて欲しい資料がありましたら、「希望図書申込書」に必要事項を記入のうえ、カウンターに提出してください。購入の可否については、後日回答いたします。

最新の案内については、図書館ホームページからご確認ください。

薬学部図書館ホームページURL

<https://www.pha.nihon-u.ac.jp/library/>



IT 支援室

1 IT 支援室について

IT支援室では、学内LAN利用時のパソコントラブルを解決するためのサポートを行います。

【よくある相談事例】

- ・学内 LAN にパソコンが繋がらない。
- ・ID, パスワードを忘れてしまった。
- ・パソコンがコンピュータウイルスに感染した。
- ・パソコンが起動しなくなった。

2 サポート窓口

5号館2階 524A IT支援室

3 開室時間

平 日 9:00 ~ 17:00

閉室日 土曜日, 日曜日, 祝祭日, 本学創立記念日 (10月4日), 夏・冬季休暇中の一定期間

※対応時間や場所の変更, 臨時に対応を中止する場合は, 掲示でお知らせします。

4 注意事項

- ・必ずパソコンを持って, サポート窓口まで来てください。
- ・トラブルの内容によっては解決できない場合もあります。

学内 LAN 利用について

「薬学部情報ネットワーク利用者 (学生) 遵守事項」を遵守してください。学内 LAN 利用上の禁止事項は以下のとおりです。

- ・故意・過失による薬学部情報ネットワークに対する破壊行為
- ・アカウント・パスワードの貸し借り
- ・動画・音声等の巨大なファイルのダウンロード及びアップロード (P2Pソフトの利用も含む)
- ・薬学部が提供するコンテンツ (電子ファイル, 動画, 画像等の情報の内容) を複製, 譲渡, インターネット等で流布する行為
- ・教育・研究活動から逸脱した利用
- ・その他, 公序良俗に反する行為

(薬学部情報ネットワーク利用者 (学生) 遵守事項 禁止事項より抜粋)

自習室

8号館1階自習室(814)は試験勉強等に向けて学生の自習スペースとして利用できます。

【利用時間】

平日・土曜日 9:00～21:00

※日曜日・祝日等は利用できません。時期によって利用時間等が変更になりますので自習室前の掲示板で確認してください。

【利用に関する諸注意】

- ・飲食は厳禁です。
- ・私語は慎んでください。
- ・席取りは他の学生の迷惑になりますので、一切行わないでください。
- ・貴重品等の管理は個人の責任のもとで行ってください。紛失・盗難の被害に遭ったとしても、本学は一切責任を負いません。

パソコン室

1号館3階パソコン室(138)にはプリンターを設置しています。

【利用時間】

平日 9:00～17:00

土曜日 9:00～13:00

※日曜日・祝日等は利用できません。連続利用時間は2時間を限度とします。

※プリンターの利用は講義等に関連のある資料に限ります。

【利用に関する諸注意】

P48(IT支援室)に記載する禁止事項は行わないでください。その他、諸注意は室内に掲示してありますので確認してください。

主な研究施設

1 薬用植物園

本施設は昭和29年、当時の工学部薬学科に薬用植物学、生薬学及び、それらの実習のために設置され、昭和43年、現在地に移転されました。また、平成14年2月、標本室を備えた新管理棟が建設されました。平成30年7月には、温室が新築されました。標本室には薬用植物の標本や生薬標本が収められています。植物園の面積は約12,000m²で、国内外の薬用植物約1,000種が育成され、医薬原料植物区、和漢薬用植物区、民間薬用植物区、有毒植物区、香料・染料植物区等に分けられています。木本の薬用植物は北と西側に植え込んで風よけとし、蔓性の薬用植物は生け垣に、陰地性の薬用植物は木本及び蔓性植物の小草として植栽されています。別に熱帯植物区（温室）、水生植物区を設け、熱帯植物、水生植物の育成にも務めています。

園内では、生物学、薬用植物学、生薬学、東洋医学、天然物化学、卒業研究とそれらの実習等に必要な薬用植物を栽培展示すると共に、薬用植物等の保全活動も行っております。本植物園は（公社）日本植物園協会に加盟しており、当協会が行う「ワシントン条約に基づく植物の寄託管理」事業にも協力しています。

2 分析センター

4号館2階にある分析センターには、元素分析室、IR測定室、NMR測定室、MS測定室、走査電子顕微鏡室、共焦点レーザーสキャン顕微鏡室、暗室、共通機器室、管理室の9室と6号館5階に共同利用機器室があり、本施設は有機化合物の構造解析や生物試料の組織を観察するための大型分析機器を集中管理し、共同利用するために設置されています。

有機化合物の精密質量を測定し、分子式の推定を行う磁場型の高分解能質量分析装置、有機化合物の分子量を推定するばかりでなく、タンパク質の同定にも使用される超高性能液体クロマトグラフを装備したハイブリッド型質量分析装置、超伝導磁石を用いた強磁場中で分子を構成する水素核や炭素核等を測定し、有機化合物の構造解析に必須の核磁気共鳴装置、有機化合物の分子組成を決定するための元素分析装置、医薬品の確認試験などに用いられる物質固有の赤外線吸収スペクトルを測定する赤外分光光度計、光学活性物質の立体構造解析に用いられる円二色性分散計、物質の表面構造や生物試料の表面観察をする走査電子顕微鏡、共同利用機器室と共焦点レーザーสキャン顕微鏡室には種々の細胞組織などの蛍光染色像を観察し、表面構造のみでなく、三次元構造の奥行きを分解して画像化することが出来る共焦点レーザーสキャン顕微鏡が設置されています。他にミクロ天びん、高精細写真を出力できるデジタルプリンターなどの教育・研究用機器が設置され、大学院生の研究、学部生の卒業研究に化学系、生物系の全ての研究室に利用されています。

3 アイソトープセンター

4号館1階に位置し、直接使用に関係する施設の面積は約260m²で、諸種サーベイメータ、オートウェルガンマシステム、液体シンチレーションカウンタ、X線フィルム自動現像装置、マルチチャンネルアナライザ等の機器が設置されており、これらを使用しての研究成果が得られています。

アイソトープセンターの安全管理は、放射性同位元素等の規制に関する法律の下に日本大学薬学部放射線障害予防規程に基づいて行われています。管理室には専任の技術職員が常駐しており、放射線モニタリングシステムにより放射性同位元素及び放射線を24時間監視しています。卒業研究等にセンターを使用する場合、所定の健康診断の受診と教育訓練の受講が必要です。

なお、本センターは令和5年度中に廃止し、その後は他の教育研究施設として利用する予定です。

4 実験動物センター

4号館1階に位置し、飼育動物種ごとに区分された各飼育室は、温度23±1℃、湿度50±10%に調整され、照明時間も自動制御し、1年を通して一定の環境条件が維持されています。また、実験室も設置されています。当センターでは、研究或いは学生実習用として、SPF（特に指定された病原体がない動物）または通常のウサギ、モルモット、ラット、マウス等の哺乳類、両生類（カエルなど）及び魚類が飼育されています。薬学部では、「日本大学動物実験実施規程」に基づき、代替法の利用、実験動物数の削減及び苦痛軽減を考慮し動物実験を行っています。また毎年、実験動物慰霊祭が執り行われています。

5 遺伝子工学実験室

生命科学の様々な現象に関する研究では、新しい遺伝子を単離し、その構造を決定したり、自然界にある遺伝子の構造を変化させて使うことが頻繁に行われます。これらの研究を行うためには研究計画書の提出、承認、研修会の受講が義務づけられており、国が定めた「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき共同利用研究施設の遺伝子工学実験室で行われています。実験室は、遺伝子組換え実験における物理的封じ込めレベルP2の設備として稼働しています。また、実験室の管理、運営にはP2 working groupや遺伝子組換え実験安全委員会が当たっています。

6 分子薬学研究センター

分子薬学研究センター（7号館）は、文部科学省学術フロンティア推進事業に選定され

た薬学研究所の研究プロジェクト（平成14年度～平成18年度,平成19年度～平成21年度）の研究拠点施設として6号館に隣接するグラウンド側に建設されました。本センターの延べ床面積は1,063 m²で、9実験室、2会議室からなっており、高分解能FT-NMR装置をはじめ、高速自動細胞解析分取システム、ICP質量分析装置、電子スピン共鳴装置、脳スライス標本パッチクランプ測定解析システム、凍結組織切片作製装置などの大型研究機器が稼働しています。また、文部科学省の私立大学研究高度化推進事業であるハイテク・リサーチ・センター整備事業の選定を受けた大学院薬学研究科の研究プロジェクト（平成19年度～平成23年度）も、本センターを研究拠点としており、教職員、大学院生、学内・学外の共同研究者が精力的に研究に利用し、毎年多くの研究成果をあげています。

諸規定

学長賞・優等賞

日本大学学生・生徒表彰規程（抜粋）

平成4年	2月	7日	制定	平成27年	2月	6日	改正
平成4年	2月	1日	施行	平成27年	4月	1日	施行
平成22年	3月	5日	改正	平成28年	3月	4日	改正
平成22年	4月	1日	施行	平成28年	4月	1日	施行
平成25年	3月	8日	改正	平成30年	11月	2日	改正
平成25年	4月	1日	施行				

（表彰の種類）

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- ① 学長賞
- ② 優等賞・優秀賞
- ③ 奨励賞
- ④ 部科校長賞

（表彰部門）

第3条 表彰部門は次のとおりとする。

- ① 学業部門
- ② 学術・文化部門
- ③ 体育部門
- ④ 善行部門
- ⑤ その他

特待生

日本大学特待生規程（抜粋）

昭和26年	4月	1日	制定	平成26年	4月	1日	施行
昭和50年	7月	4日	改正	平成27年	3月	6日	改正
昭和51年	6月	11日	改正	平成27年	4月	1日	施行
平成13年	3月	2日	改正	平成28年	3月	4日	改正
平成13年	4月	1日	施行	平成28年	4月	1日	施行
平成25年	3月	8日	改正	平成29年	1月	13日	改正
平成25年	4月	1日	施行	平成29年	4月	1日	施行
平成26年	3月	7日	改正				

（特待生）

第1条 本大学学部、通信教育部及び短期大学部（以下「学部等」という）に在学する学生（1

年次生を除く)のうち、学業成績が優秀で、品行方正な者を選考の上、日本大学特待生(以下「特待生」という)とする。

(奨学金)

第2条 特待生は、甲種及び乙種とし、次の奨学金を給付する。

- ① 甲種 授業料1年分相当額の半額及び図書費12万円
- ② 乙種 授業料1年分相当額の半額

第4条 特待生は、学部長等が推薦した候補者について、学部長会議の意見を聴いた上、学長が決定する。

2 特待生は、毎年度選考の上決定する。ただし、再選考を妨げない。

薬学部長賞表彰

日本大学薬学部長賞表彰内規(抜粋)

(平成元年12月20日制定 平成27年 1月22日改正)
(平成元年10月 1日施行 令和 2年 3月31日改正)
(平成 3年 6月28日改正 令和 2年 4月 1日施行)
(平成21年 2月12日改正)

(趣旨)

第1条 この内規は、日本大学学生・生徒表彰規程第14条に基づき、日本大学薬学部長賞表彰(以下表彰という)についての必要事項を定める。

(表彰事由)

第2条 表彰は、次の各号の一つに該当する者とする。

- ① 薬学部の発展に特に功績のあった者。
- ② 薬学部の名誉を高めた者。
- ③ 学業成績が優秀で品行方正な者。
- ④ 学術、文化、体育等の部門において優秀な成績をあげた者。
- ⑤ その他、特に表彰の必要があると認めたもの。

(表彰対象者)

第3条 前条の対象者は学生とする。

(表彰の内容)

第4条 表彰は、賞状の授与並びに副賞の交付をもってこれを行う。

2 副賞は、表彰の種別により、その都度決定する。

(選考委員会)

第5条 表彰者の選考にかかわる諸事項を審議するため、選考委員会(以下委員会という)を置く。

以下略

傷害・死亡事故

日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程（抜粋）

平成 4年11月20日制定	平成25年 3月 8日改正
平成 5年 4月 1日施行	平成25年 4月 1日施行
平成19年 6月 1日改正	平成28年 3月 4日改正
平成19年 4月 1日施行	平成28年 4月 1日施行
平成22年 3月 5日改正	平成30年11月 2日改正
平成22年 4月 1日施行	

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規程は、日本大学基金規程第5条に基づき、本大学大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校に在籍する学生（以下「学生」という）の正課・課外教育中又は課外活動中等に発生した傷害及び死亡事故等（以下「事故」という）に対する給付金等についての必要事項を定める。ただし、日本大学競技部に所属する学生の競技中等に発生した傷害及び死亡事故等に対する給付金等については、別に定める。

（給付の対象及び適用）

第3条 この規程による給付金の給付は、次の各号に掲げる事故に対して行う。ただし、事故発生原因が故意又は重大な過失による場合又は法令若しくは本大学の学則、諸規程等に違反した行為による場合はこの限りでない。

- ① 正課教育中の事故
- ② 大学（大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校を含む）が主催する行事実施中の事故
- ③ 学科、クラス、ゼミナール等（以下「学科等」という）が、あらかじめ所定の手続きにより届出をして行った課外教育中の事故
- ④ 正式に団体届をした団体（以下「団体」という）が、あらかじめ所定の手続きにより届出をして行った課外活動中に発生した事故
- ⑤ その他前各号に準ずる事故

（給付金の種類）

第4条 給付金の種類は、次の各号とする。

- ① 治療費
- ② 見舞金
- ③ 死亡弔慰金

（治療費）

第5条 治療費は、第3条各号に定める事故による傷害に対し、原則として、公的医療保険適用後の本人負担分全額を給付する。ただし、本人負担分が高額療養費支給制度の適用により、後日扶養者に還付された場合は、その還付金を、速やかに大学へ返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に定める事故による治療費については、公的医療保険適用の有無にかかわらず全額給付の対象とすることができる。

3 前項の給付については、別に定める。

4 第1項及び第2項の規定により治療費の給付を受ける者は、卒業又は修了後も継続して治療する場合に限り、給付を受けることができる。

5 前4項に定める治療費の給付期間は、相当と認められる事由がない限り、治療の日から180日を限度とする。

(見舞金)

第6条 見舞金は、治療に入院を要する場合及び後遺障害が生じた場合に給付する。

2 見舞金の給付額については、別に定める。

(死亡弔慰金)

第7条 死亡弔慰金は、原則として第3条各号に定める事故が直接の原因で180日以内に死亡したとき給付する。

2 死亡弔慰金の給付額については、別に定める。

(重複適用)

第8条 第4条各号の給付金は、本大学が認める範囲内で重複して給付することができる。

(諸費用)

第9条 第4条各号に定める給付金以外の事故に係る諸費用については、本大学が認めた場合限り、その全額又は一部を給付することができる。

第4章 そ の 他

(所管)

第21条 学生の事故に関する事務は、本部においては学生部、学部等においては学生課が行う。

ただし、2学部以上の学生が参加する行事实施中等の事故に関する事務は学生部が行う。

(規程の適用)

第22条 この規程は、第3条第1号及び第2号に限り、学則に定める本大学科目等履修生及び研究生等にも適用することができる。

(適用除外)

第23条 この規程は、地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する事故には適用しない。

その他

薬剤師の任務

薬剤師法では、「薬剤師は調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。」と規定されています。

薬剤師国家試験

薬剤師になろうとする者は、薬剤師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。

受験資格は学校教育法に基づく大学において薬学6年制の正規の課程を修めて卒業した者とされています。

薬剤師国家試験についての詳細は適時ガイダンスで指導します。

なお、合格基準及び科目・問題区分・出題数については、以下のとおりです。

薬剤師国家試験合格基準

以下のすべてを満たすことを合格基準とすること。なお、禁忌肢の選択状況を加味する。

- 1 問題の難易を補正して得た総得点について、平均点と標準偏差を用いた相対基準により設定した得点以上であること。
- 2 必須問題について、全問題への配点の70%以上で、かつ、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の30%以上であること。

科目・問題区分・出題数

科目	問題区分				出題数計
	必須問題	一般問題		20問＋ 65問（複合問題）	
		薬学理論問題	薬学実践問題		
物理・化学・生物	15問	45問	30問	15問（複合問題）	60問
衛生	10問	30問	20問	10問（複合問題）	40問
薬理	15問	25問	15問	10問（複合問題）	40問
薬剤	15問	25問	15問	10問（複合問題）	40問
病態・薬物治療	15問	25問	15問	10問（複合問題）	40問
法規・制度・倫理	10問	20問	10問	10問（複合問題）	30問
実務	10問	85問	—	20問＋ 65問（複合問題）	95問
出題数計	90問	255問	105問	150問	345問

※薬学実践問題は、「実務」20問に加え、「実務」とそれ以外の科目とを関連させた複合問題130問からなります。

卒業後に取得できる主要な資格

1 薬学部を卒業すると取得できる主な受験資格

資格名	業 務	手 続
薬剤師国家試験受験資格	調剤・医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与する	合格者は知事経由で厚生労働大臣に免許を申請
甲種危険物取扱者受験資格	危険物(石油類・硝酸・硫酸等)の製造所・貯蔵所・取扱所の保安の監督・管理	甲種危険物取扱者試験合格者
麻薬取締官受験資格※1	麻薬及び向精神薬取締法・覚せい剤取締法等の違反者に対する司法警察員としての職務	厚生労働省の地方支分部局である地方厚生局が実施する採用試験の合格者
食品衛生監視員受験資格	輸入食品の安全監視及び指導・微生物検査と理化学的検査・検疫感染症の国内への侵入防止	国家公務員専門職の一つで厚生労働省の実施する採用試験の合格者

※1 薬剤師国家試験合格を採用の条件とする。

2 薬学部を卒業すると取得できる主な資格等

資格名	業 務	手 続	
医薬部外品製造業責任技術者※2	医薬部外品製造の管理	知事に届出	
化粧品製造業責任技術者	化粧品製造の管理	知事に届出	
医療機器製造業責任技術者	医療機器製造の管理	知事に届出	
食品衛生管理者	特に衛生上考慮を必要とする食品又は添加物の製造加工の管理	知事に届出	
毒物劇物取扱責任者	毒物及び劇物を扱う製造所・営業所・店舗における毒物及び劇物の保健衛生上の危害を防止する	知事に届出	
船舶に乗り組む衛生管理者	船員の健康管理や保健指導, 作業環境衛生, 居住環境衛生, 食料と用水の衛生保持などを行う	国土交通大臣(受付窓口は地方運輸局等)から衛生管理者適任証書の交付を受ける	
特別管理産業廃棄物管理責任者(感染性産業廃棄物を生ずる事業場)	特別管理産業廃棄物の管理全般にわたり特別管理産業廃棄物の排出状況を把握・処理計画を立案, 管理票の交付・保管等を行う	原則不要だが都道府県条例により知事に届出	
公 務 員	環境衛生指導員	廃棄物処理施設尿尿浄化施設への立入検査及び廃棄物処理に関する指導	都道府県職員, 市職員の中から知事又は市長が任命
	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法・覚せい剤取締法等の違反者に対する司法警察員としての職務	都道府県の職員の中から知事が任命
	薬事監視員	医薬品等を業務上取り扱う場所に立ち入り, 構造設備・帳簿等进行检查し, 品質の不良・不正表示等による公衆衛生上・保健衛生上の危害の発生を防止する	国又は都道府県の職員の中から厚生労働大臣又は知事が任命

(注) 実務経験が必要な資格を除く

※2 一部厚生労働大臣が指定する医薬部外品については薬剤師免許が必要です。

3 薬剤師であれば取得できる資格・業務等

資格名	業務	手続
薬局の管理者	薬局に勤務する薬剤師その他の従業者の監督、薬局の構造設備及び医薬品その他の物品の管理	知事又は保健所を設置する市の市長に届出
医薬品店舗販売業の店舗管理者	店舗に勤務する薬剤師、登録販売者その他の従業者の監督、店舗の構造設備及び医薬品その他の物品の管理	知事又は保健所を設置する市の市長に届出
配置販売業の区域管理者	業務に関し配置員の監督、医薬品その他の物品の管理	知事に届出
医薬品卸売販売業の営業所管理者	営業所に勤務する薬剤師その他の従業者の監督、営業所の構造設備及び医薬品その他の物品の管理	知事又は保健所を設置する市の市長に届出
保険薬剤師	健康保険による調剤・国民健康保険による調剤	地方厚生局長に登録申請
学校薬剤師	学校における保健管理に関する専門的事項に関し技術及び指導に従事する。	任命又は委嘱
麻薬管理者	麻薬診療施設で施用又は交付される麻薬の管理	知事に免許申請
医薬品製造販売業の総括製造販売責任者	医薬品の品質管理及び製造販売後の安全管理	知事経由で厚生労働大臣に届出
医薬品製造業製造管理者	医薬品の製造の管理	知事経由で厚生労働大臣に届出
放射線取扱主任者	放射性同位元素又は放射線発生装置を薬機法第2条に規定する医薬品・医薬部外品・化粧品又は医療機器の製造所において使用するとき	文部科学大臣に届出
第一種衛生管理者	作業場を巡回し、労働者の健康障害を防止する措置、健康診断の実施等衛生に係る技術的事項の管理	住所地の労働局長に申請

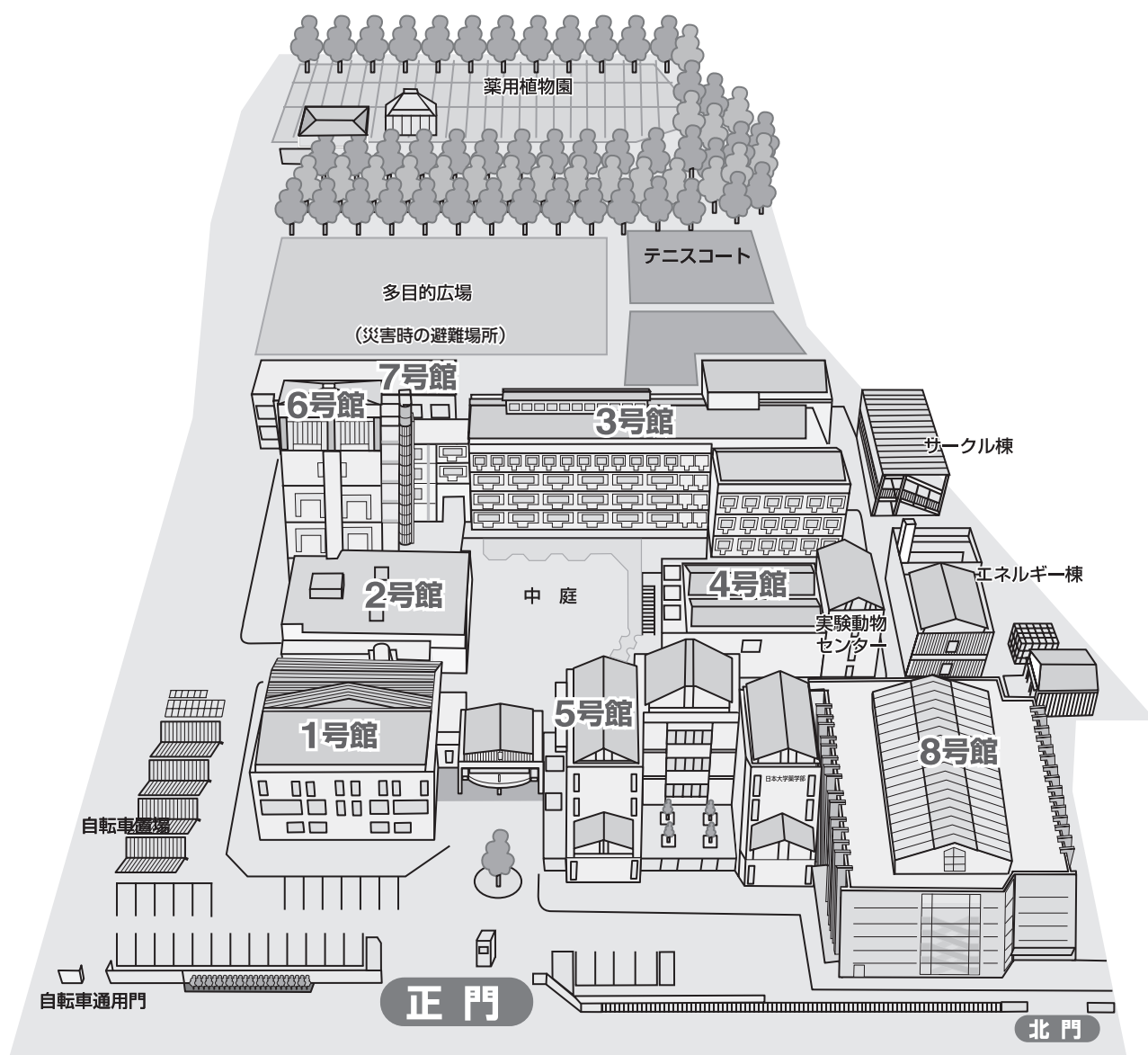
4 薬剤師であれば取得に配慮がある主な資格等

資格名	業務	手続
大気関係第2～4種公害防止管理者	特定工場のばい煙発生施設の燃料又は原材料検査、ばい煙量の測定等大気汚染防止に関する業務	指定の講習を修了し知事に申請
水質関係第1～4種公害防止管理者	特定工場の汚水等排水施設において原材料の検査、排水の汚染状態の測定等水質汚濁防止に関する業務	指定の講習を修了し知事に申請
ダイオキシン類関係公害防止管理者	ダイオキシン類発生施設又はダイオキシン類を処理するための施設の維持及び管理	指定の講習を修了し知事に申請
作業環境測定士	土石・岩石又は鉱物の粉塵を著しく発散する屋内作業場及び放射性物質を取扱う作業場の空気環境についてデザイン・サンプリング・分析・解析する	厚生労働大臣若しくは労働基準局長の指定する者が行う講習を修了し厚生労働大臣に登録申請
環境計量士（濃度関係）	工場から排出されるばい煙、排水や環境（大気・水域）及び工場跡地等土壌の中の有害物質、悪臭物質等の測定及び計量管理	国家試験合格後の講習が免除、または実務経験が2年以上あれば、一般計量教習を修了し認定される
介護支援専門員（ケアマネージャー）	介護サービス計画（ケアプラン）の作成、介護サービス提供事業者、施設との連絡調整	5年以上の実務経験かつ都道府県で行う試験に合格し、研修を受ける
労働衛生コンサルタント	事業所における安全衛生診断及び指導	厚生労働省が実施する資格試験の合格者（薬剤師は一部の科目が免除される）

その他

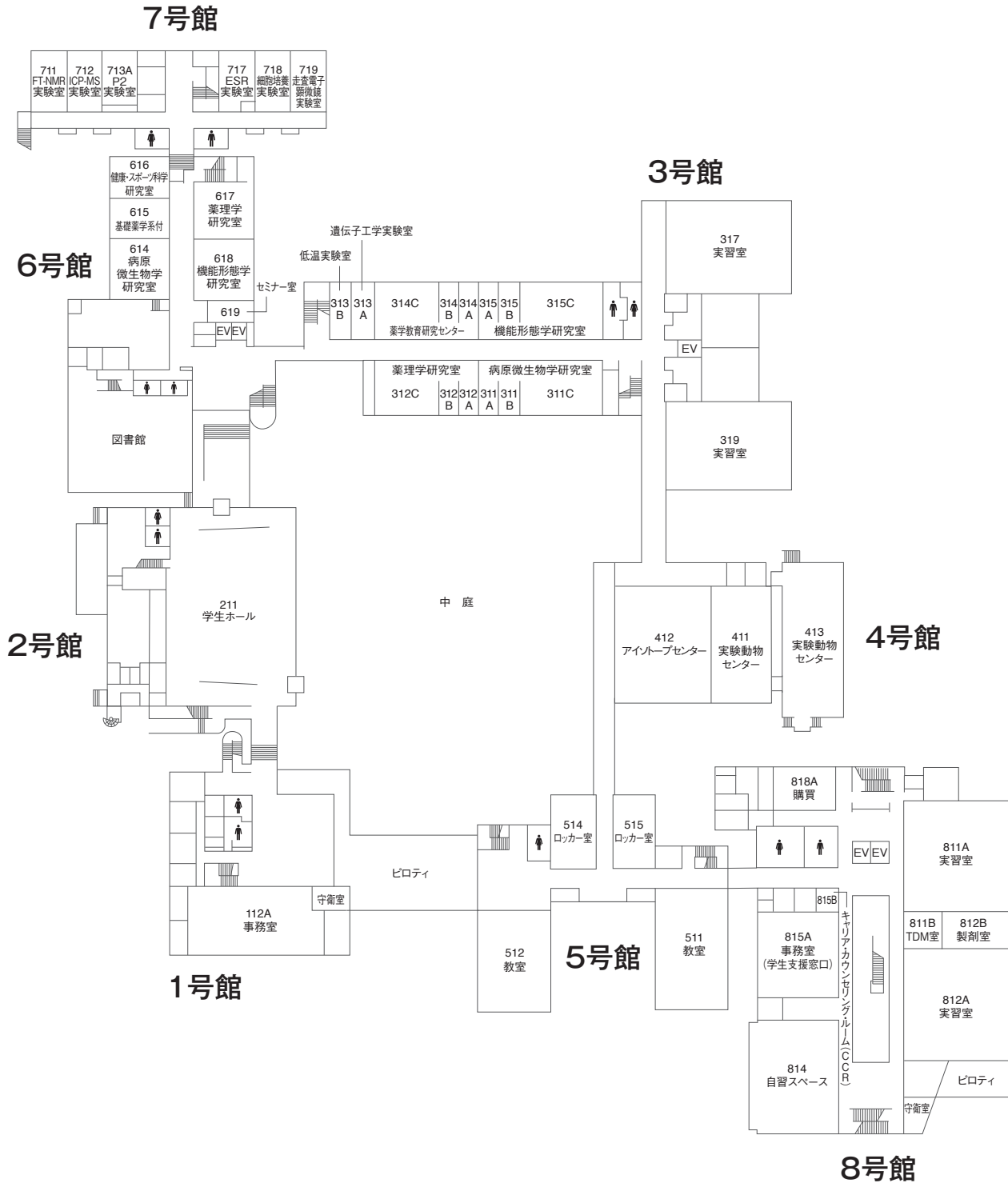
学内案内

日本大学薬学部校舎配置略図



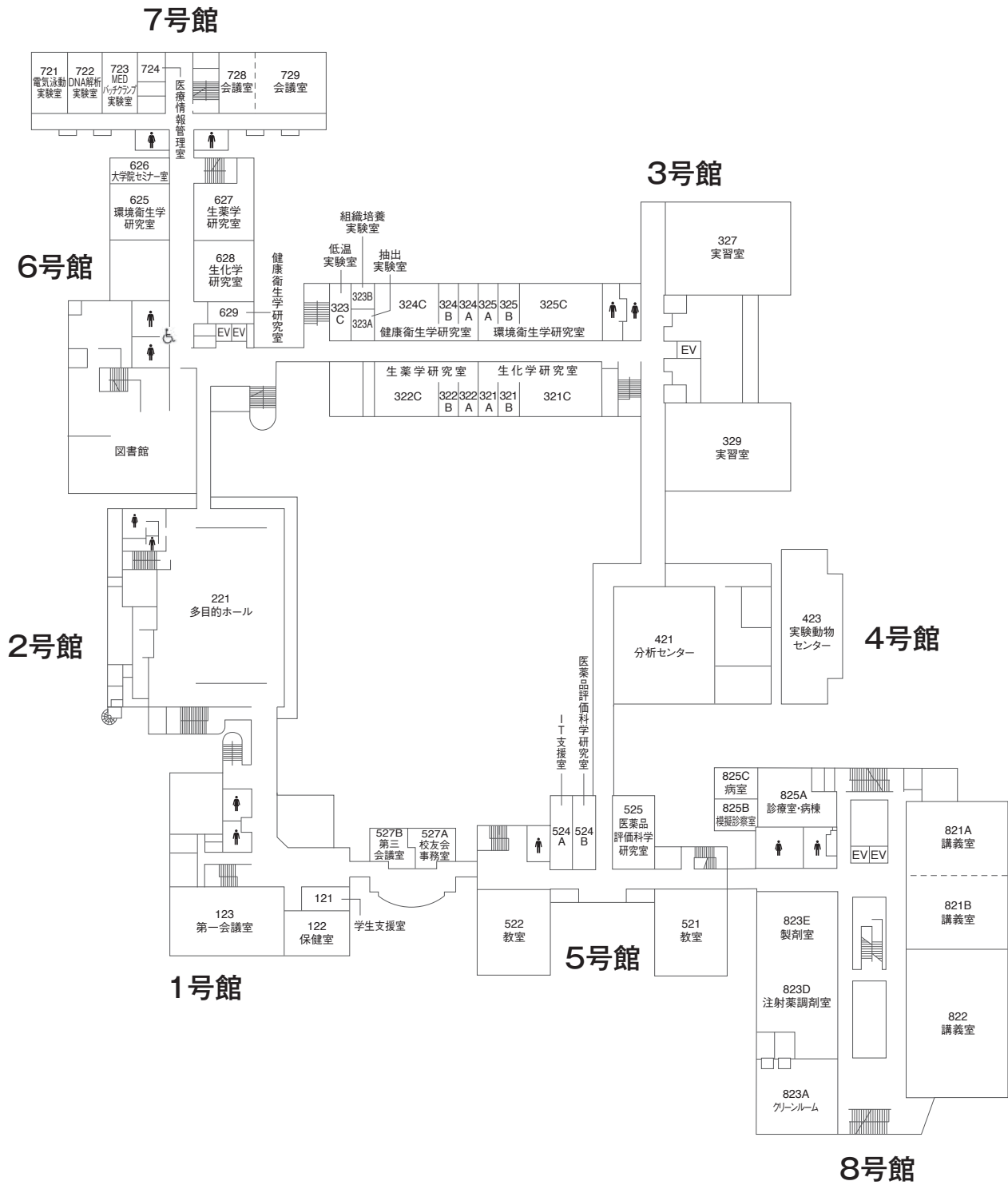
その他

1F



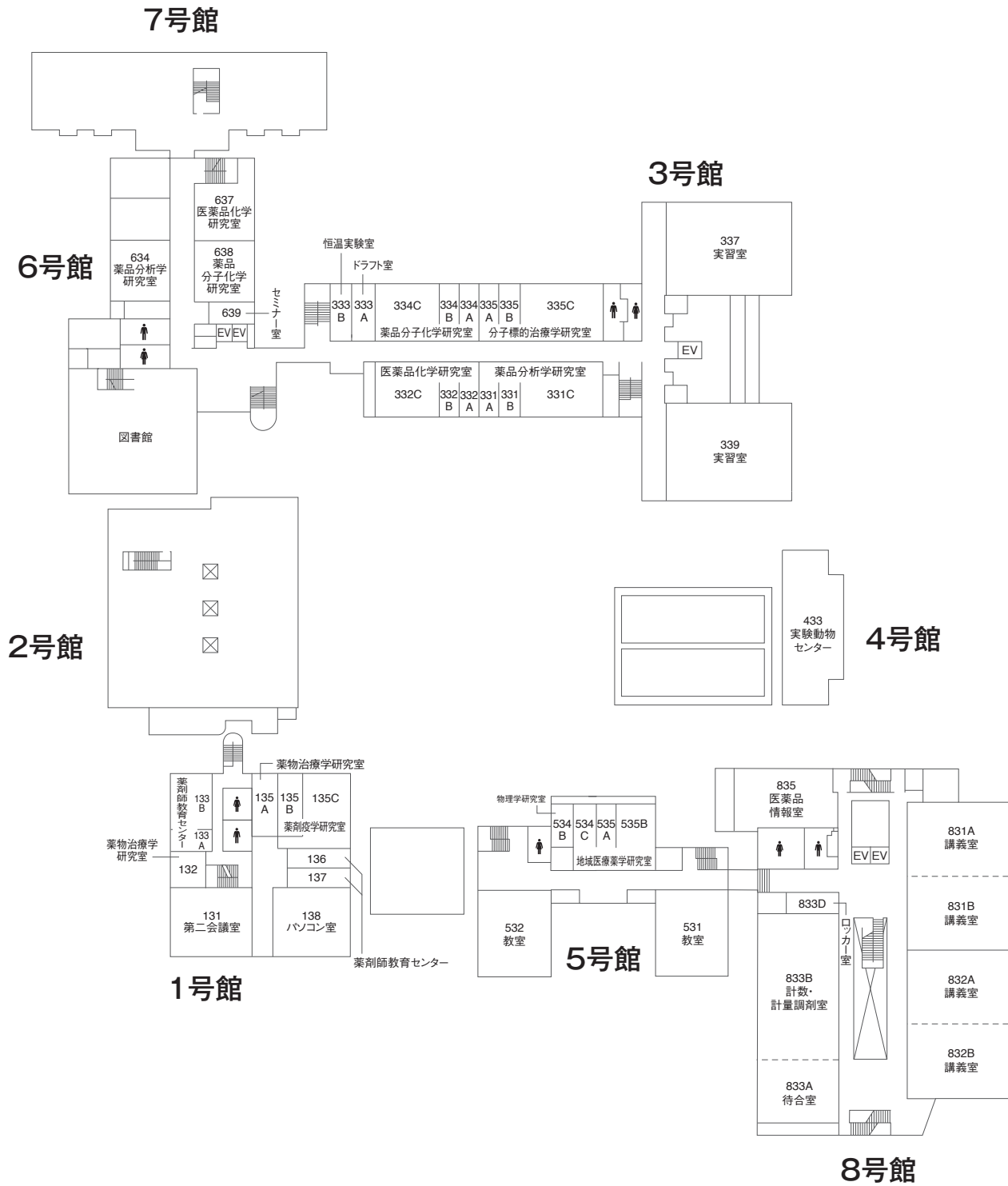
その他

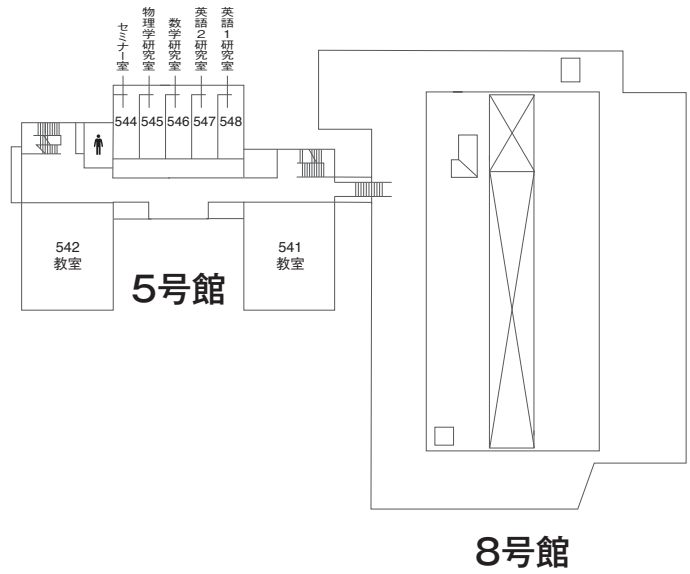
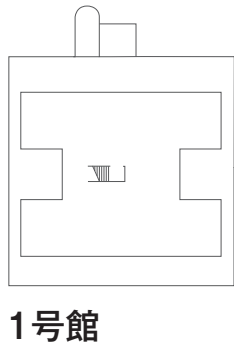
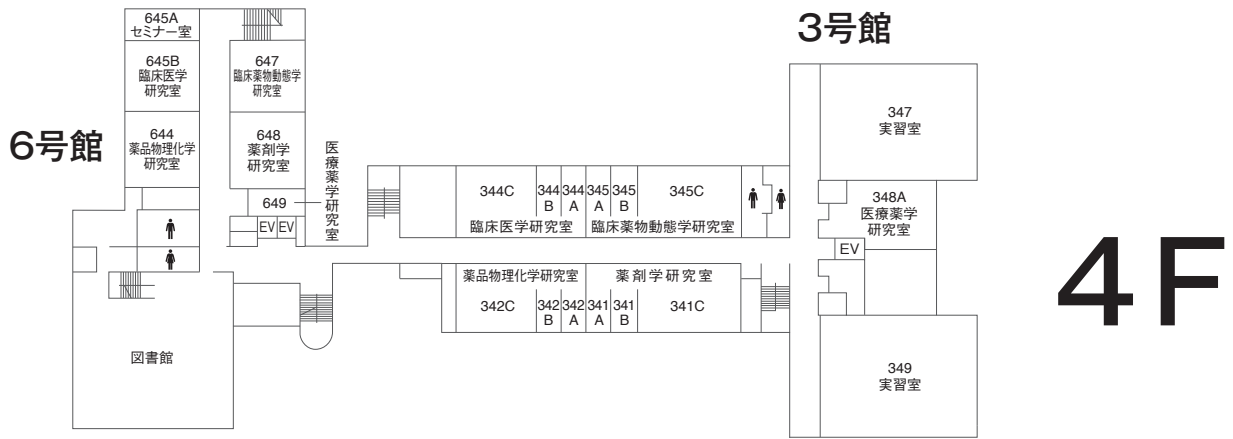
2F



その他

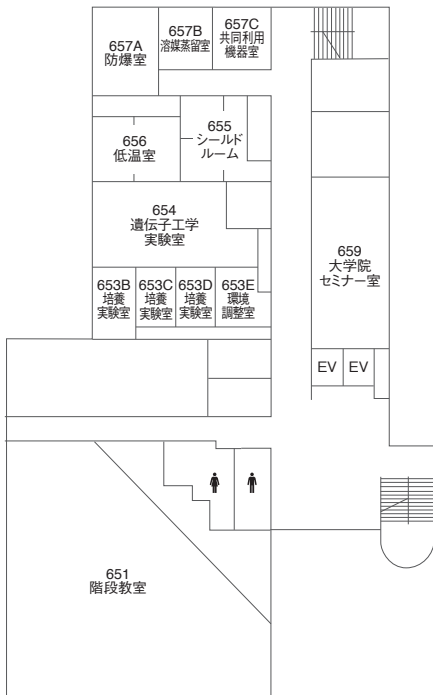
3F





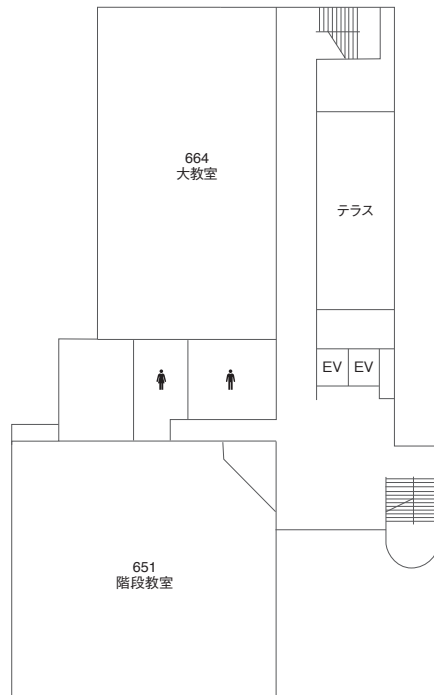
5F

6号館



6F

6号館



その他

日本大学校歌

相馬御風 作詞
山田耕筰 作曲

Marcia energicamente (M.M. ♩ = 120)

日に日にあらたに ぶんかのはなの さかゆ
くせかいの こうやのうえに あさひとかが
やくくにのな負いて ぎぜんとちたる だい
がくにほんせいぎとじゅうの きひょうのも
とにあつまるがくとしめいはおもしろい
ざたたえんだいがくにほんいざうたわんわれらがーりそーう

日本大学校歌

作詞 相馬御風
作曲 山田耕筰

- 一、日に日に新たに 文化の華の
さかゆく世界の 曠野の上に
朝日と輝く 国の名負いて
巍然と立ちたる 大学日本
正義と自由の 旗標のもとに
集まる学徒の 使命は重し
いざ讃えん 大学日本
いざ歌わん われらが理想
- 二、四海に先んじ 日いつる国に
富嶽とゆるがぬ 建学の基礎
栄ある歴史の 道一すじに
向上やまざる 大学日本
治世の一念 炎と燃ゆる
われらが行く手の 光を見よや
いざ讃えん 大学日本
いざ歌わん われらが理想

その他

諸手続・各種証明書

1 諸手続・場所

項 目	受付及び手続場所	備 考	
奨 学 生 関 係	学 生 課		
学 生 寮 申 込 み			
健 康 診 断 に 関 す る も の			
学 生 の 傷 病 事 故			
厚 生 施 設 の 利 用			
遺 失 物 取 扱			
サ ー ク ル 関 係			
教 室 ・ 施 設 使 用 申 込 み			
ア ル バ イ ト 関 係			
下 宿 ・ ア パ ー ト			
学 生 本 人 の 本 籍 ・ 氏 名 ・ 通 学 区 間 保 証 人 等 の 変 更 届			学 生 本 人 の 現 住 所 ・ 連 絡 先 の 変 更 は 日 本 大 学 薬 学 部 ポ ー タ ル
旅 客 運 賃 割 引 証 発 行			
受 講 科 目 の 確 認 及 び 変 更 手 続 き	ク ラ ス 担 任 教 務 課		
授 業 に 関 す る こ と (休 講 等)	教 務 課	日 本 大 学 薬 学 部 ポ ー タ ル	
試 験 に 関 す る こ と (時 間 割 ・ 追 ・ 再 試 験 手 続 き ・ 仮 受 験 許 可 証 発 行 等)			
欠 席 届	授 業 科 目 担 当 教 員	各 自 で 申 し 出 る こ と	
	試 験 教 務 課	欠 席 理 由 を 証 明 す る 書 類 (診 断 書 等) 添 付 欠 席 理 由 を 証 明 す る 書 類 (診 断 書 等) 持 参	
休 学 ・ 退 学 ・ 復 学 に 関 す る こ と	教 務 課 ク ラ ス 担 任		
就 職 関 係 (推 薦 書 等)	就 職 指 導 課 各 研 究 室		
図 書 貸 出 ほ か	図 書 館		

2 各種証明書

証 明 書 種 類	料 金 (円)	受付及び手続場所	備 考
在 学 証 明 書	100	教 務 課	
成 績 証 明 書	200		1 年 次 後 期 から 発 行
卒 業 証 明 書	200		
卒 業 見 込 証 明 書	100		6 年 次 の み 発 行
調 査 書	300		
英 文 証 明 書 (オ リ ジ ナ ル)	600		
英 文 証 明 書 (コ ピ ー)	200		
退 学 証 明 書	200		
学 生 証 再 発 行	1,000		} 破 損 等 の 場 合 , 現 物 が あ れ ば 無 料
学 生 名 札 再 発 行	1,000		
健 康 診 断 証 明 書	100		
通 学 証 明 書 ・ 薬 学 実 務 実 習 時 の 定 期 購 入	無 料	学 生 課	

- (注意) 1 前期分成績：成績が確定し、成績証明書の発行準備が出来次第ポータルにて通知します。
後期分成績：次年度の4月1日より発行できます。
2 氏名の漢字表記は、日本工業規格JIS2004を使用しています。(外字対応は行っていません。)
3 発行後、3か月を経過した証明書については、廃棄します。

本大学は、以下の情報管理宣言を定めて情報管理の徹底に努めています。学生・生徒のみなさんも日本大学を構成する一員として、この宣言を尊重し、情報の取扱いについてのルールを守り、個人情報などを不用意に流出させることのないよう十分注意してください。

日本大学情報管理宣言

日本大学は、教育理念を実現し、社会的責任を全うし、本学の誇りを守るため、次の三つを宣言します。

- 1 日本大学は、業務・教学情報の外部持ち出しを許しません
- 1 日本大学は、情報を大学の重要な財産と考え、厳格に管理します
- 1 日本大学は、構成員に対し情報管理教育を徹底します

日本大学の構成員は、自らが関わる情報が、大学の誇りと構成員・校友の尊厳に関わるものであることを常に自覚し、良識を持って情報に接することを誓います。

薬学部ホームページの御案内

薬学部ホームページは、受験生、卒業生、社会人、企業の方など学外へ学部紹介・研究活動・入試・イベント情報等を提供しています。また、学内向けに、各種手続きの方法やすぐに皆さんに伝えたい情報などを中心に提供しています。

ホームページを学生生活の情報源として大いに活用してください。

パソコン・スマートフォン向け URL
<https://www.pha.nihon-u.ac.jp/>



令和 年 月 日

先生

学 年 年 番
氏 名 印

欠 席 届

私 は、下記の理由により、授業を欠席いたしましたので、お届けします。

記

科 目 名	
欠 席 期 間	令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()
欠 席 理 由	

以 上

(注意) 病気で欠席の場合は医療機関で受診したことを証明できるものを添付してください。

欠席理由は具体的に書いてください。

本書類の提出にあたり、記載する内容によってはその情報が「個人情報の保護に関する法律」で定める「要配慮個人情報」に該当します。あらかじめ御了承いただき、本書類を御提出ください。

